令和5年度

保健福祉行政の概要

宮城県保健福祉部

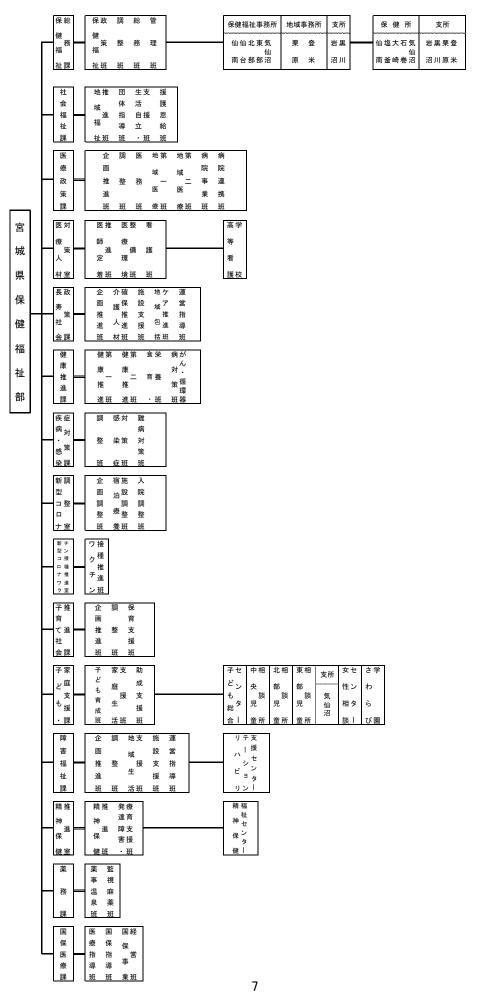
目 次

1	保健福祉部の組織図及び分掌事務	5
2	保健福祉部の重点方針	13
3	保健福祉部の主要事業概要	22
4	主要な計画の概要	71
5	指定管理施設の概要	83
6	附属機関の概要	91

1 保健福祉部の組織図及び分掌事務

宮 城 県 保 健 福 祉 部 組 織 図

令和5年4月1日現在



保健福祉部各課室の分掌事務

[保健福祉総務課]

- 1 保健福祉行政の総合的な企画及び調整に関すること。
- 2 保健福祉事務所及び保健所に関すること。
- 3 保健統計及び福祉統計に関すること。

[社会福祉課]

- 1 社会福祉施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- 2 社会福祉事業に関すること。
- 3 だれもが住みよい福祉のまちづくり施策の企画及び推進に関すること。
- 4 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- 5 地域における福祉活動等の推進に関すること。
- 6 地域生活支援の推進に関すること。
- 7 福祉関係の人材の育成に関すること。
- 8 民生委員に関すること。
- 9 生活保護に関すること。
- 10 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
- 11 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。
- 12 未帰還者及び未帰還者留守家族の援護に関すること。
- 13 戦没者の遺骨及び遺留品の伝達に関すること。
- 14 引揚者の援護に関すること。
- 15 常盤台霊苑及び宮城之塔に関すること。
- 16 旧軍人、軍属の栄典等に関すること。
- 17 旧軍人、軍属及びその遺族の恩給に関すること。
- 18 その他旧軍人、軍属等の援護に関すること。
- 19 社会福祉協議会に関すること。
- 20 生活困窮者の自立支援に関すること。
- 21 地方再犯防止推進計画に関すること。

[医療政策課]

- 1 医療行政の総合的な企画及び調整に関すること。
- 2 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の施行に関すること。
- 3 医師及び歯科医師に関すること (医療人材対策室の所管に属するものを除く。)。
- 4 歯科衛生士、歯科技工士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、診療放射線技師、診療エックス 線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、義肢装具士及び言語聴覚士に関すること。
- 5 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関すること。
- 6 死体の解剖及び保存に関すること。
- 7 小児総合医療に関すること。
- 8 地域医療(へき地医療を含む。)及び救急医療に関すること。

9 地方独立行政法人宮城県立こども病院及び地方独立行政法人宮城県立病院機構に関すること。

[医療人材対策室]

- 1 医師の確保に関すること。
- 2 保健師、助産師、看護師及び准看護師に関すること。
- 3 高等看護学校に関すること。
- 4 医療従事者の勤務環境整備に関すること。

[長寿社会政策課]

- 1 長寿社会行政の総合的な企画及び調整に関すること。
- 2 介護保険に係る事業の推進に関すること。
- 3 地域包括ケア施策の総合的な調整に関すること。
- 4 認知症高齢者対策の総合的な調整に関すること。
- 5 社会福祉士及び介護福祉士に関すること。
- 6 高齢者の福祉に関すること。
- 7 高齢者福祉計画に関すること。
- 8 シルバーサービス産業に関すること。
- 9 高齢者生活支援・生きがい健康づくりに関すること。
- 10 老人福祉施設に関すること。
- 11 在宅老人福祉対策に関すること。
- 12 敬老事業に関すること。
- 13 介護研修センターに関すること。

[健康推進課]

- 1 健康対策の総合的な企画及び調整に関すること。
- 2 健康づくりの推進に関すること。
- 3 食育の推進に関すること。
- 4 広域健康増進センター及び市町村保健センターに関すること。
- 5 健康・栄養調査、栄養改善及び専門的な栄養指導に関すること。
- 6 特定給食施設における栄養管理に関すること。
- 7 栄養士及び調理師に関すること。
- 8 特別用途食品、健康保持増進効果等についての表示(医薬品及び医薬部外品に係るものを除く。) に関すること。
- 9 食品表示基準に関すること (栄養及び健康に係るものに限る。)。
- 10 生活習慣病予防に関すること。
- 11 歯科保健に関すること。
- 12 がん対策の推進に関すること。

[疾病·感染症対策課]

1 感染症の予防及び保健指導に関すること。

- 2 ハンセン病療養所入所者及びその親族の援護に関すること。
- 3 原爆被爆者に対する医療の給付等及び特別手当等の支給に関すること。
- 4 指定難病その他の難治性疾患等に関すること。

[新型コロナ調整室]

新型コロナウイルス感染症患者の医療及び療養等の調整に関すること。

[新型コロナワクチン接種推進室]

- 1 新型コロナウイルス感染症ワクチンの調整に関すること。
- 2 新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種の推進に関すること。

[子育て社会推進課]

- 1 児童福祉行政及び母子保健行政の総合的な企画及び調整に関すること。
- 2 児童福祉思想の普及啓発に関すること。
- 3 少子対策の推進に関すること。
- 4 地域の子育て支援施策の推進に関すること。
- 5 児童の健全育成に関すること。
- 6 保育に関すること。
- 7 児童委員及び主任児童委員に関すること。

[子ども・家庭支援課]

- 1 母子家庭、父子家庭及び寡婦の福祉に関すること。
- 2 要保護女子の福祉に関すること。
- 3 母子保健に関すること。
- 4 児童の養育及び療育に関すること。
- 5 児童の医療費助成に関すること。
- 6 家庭相談員、母子・父子自立支援員及び女性相談員に関すること。
- 7 子ども総合センター、児童相談所、女性相談センター、さわらび学園、さくらハイツ、母子・父子 福祉センター及びコスモスハウスに関すること。

[障害福祉課]

- 1 障害福祉行政の総合的な企画及び調整に関すること。
- 2 障害者(児)の福祉に関すること。
- 3 心身障害者扶養共済に関すること。
- 4 障害者(児)の医療費助成(精神保健推進室の所管に係るものを除く。)に関すること。
- 5 リハビリテーションの推進に関すること。
- 6 リハビリテーション支援センター、啓佑学園、第二啓佑学園、船形の郷、援護寮、七ツ森希望の家、 障害者福祉センター、障害者総合体育センター及び視覚障害者情報センターに関すること。

[精神保健推進室]

- 1 精神保健行政の企画及び調整に関すること。
- 2 自立支援医療(精神障害に係るものに限る。)に関すること。
- 3 発達障害に関すること (子ども総合センターの所管に係るものを除く。)。
- 4 精神保健福祉センターに関すること。

〔薬務課〕

- 1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十 五号)の施行に関すること。
- 2 薬剤師に関すること。
- 3 毒物及び劇物の指導取締りに関すること。
- 4 麻薬、向精神薬、あへん、大麻、覚醒剤等の指導取締りに関すること。
- 5 薬物の濫用の防止に関すること。
- 6 緊急医薬品及び非常災害用医薬品に関すること。
- 7 薬用植物の知識等の普及啓発に関すること。
- 8 採血及び供血あっせん業の指導取締りに関すること。
- 9 献血事業の推進に関すること。
- 10 臓器及び骨髄等の移植に関すること。
- 11 薬事経済調査に関すること。
- 12 温泉に関すること。
- 13 薬事関係団体の育成指導に関すること。

[国保医療課]

- 1 国民健康保険事業に関すること。
- 2 国民健康保険保険者、国民健康保険団体連合会及び保険医療機関等の指導監督に関すること。
- 3 国民健康保険審査会に関すること。
- 4 後期高齢者医療に関すること。
- 5 後期高齢者医療広域連合に対する助言及び援助に関すること。
- 6 後期高齢者医療審査会に関すること。

2 保健福祉部の重点方針

令和5年度 保健福祉部の重点方針

1 基 本 方 針

■新・宮城の将来ビジョンの着実な推進

県政運営の指針である「新・宮城の将来ビジョン」の3年目に当たる令和5年度は、 政策推進の基本方向の新たな柱である「社会全体で支える宮城の子ども・子育て」に ついて、次世代育成・応援基金なども活用しながら、幅広い取組を推進します。

本県においても、徐々に人口減少が進行しており、晩婚化・未婚化の進行も影響し、合計特殊出生率は全国平均と比較しても低い水準にあります。人口減少の加速は、地域経済や社会に大きな影響を及ぼすおそれがありますが、県民一人ひとりが幸福を実感し、地域の活力を維持するため、社会全体で子育て世代を支えながら、未来を担う全ての子どもの健やかな成長を後押しするなど、「子育てしやすい宮城県」への転換に向けた取組を進めていきます。

また、「宮城県地域医療計画」や「宮城県地域福祉支援計画」など、保健福祉部の各分野の計画等に基づき、在宅医療などの医療提供体制の確立のほか、政策医療の課題解決や保健・医療・福祉分野等の連携による地域包括ケアシステムの充実・推進を図るとともに、介護サービス・障害福祉サービスの提供体制の整備等を着実に推進していきます。

このほか、人口の本格的な減少局面を迎える中で効率的・効果的な行政サービスを提供できるよう、DXの視点を重視するほか、多様な主体と連携しながら、「新・宮城の将来ビジョン」に掲げる将来像の実現に向けて取り組んでいきます。

■被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート

東日本大震災の発生以降、宮城県震災復興計画のもと、被災した医療機関や社会福祉施設の復旧、保健・医療・福祉サービスの回復を図るとともに、応急仮設住宅による住まいの確保や、被災者の見守り、健康調査などを実施したほか、地域の支え合い活動支援や心のケア対策などを通じて、被災された方々が安心して暮らせるための取組を全力で推進してきました。

一方、被災された方々の心のケアなどの取組は、複雑化した課題に対する丁寧かつ継続的な支援が必要であることから、引き続き、被災者の相談支援や孤立防止の

ための見守り活動支援、心のケアなど被災者が安心して暮らせるための取組を推進 し、復興完了に向けたきめ細かなサポートを進めていきます。

■新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年1月に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置して以降、国や市町村、医療機関、外部有識者、事業者などと連携し、検査体制の充実・拡大や医療提供体制の整備、ワクチン接種体制の構築、感染拡大防止などに取り組んできました。

感染症法上の位置づけ変更について、関係者と十分に協議しながら、新たな段階へ 円滑に移行できるよう、柔軟かつ適切に対応していきます。

2 重 点 項 目

(1) 結婚・出産・子育てを応援する環境の整備

「みやぎ子ども・子育て幸福計画」に基づき、結婚し、子どもを生み育てることを望む人の希望がかなえられるよう、結婚から妊娠・出産、子育てまで切れ目のない 支援を行います。

結婚支援については、AIマッチングシステムを活用した出会いの機会拡大に向けた支援のほか、高校生や大学生を対象に妊娠・不妊・出産に対する正しい知識の普及や、ライフプランの形成支援に取り組むとともに、地域の実情に応じて市町村が行う少子化対策への支援の拡充を図ります。

妊娠・出産、子育でに関する支援については、不妊検査費用の助成のほか、「結婚応援パスポート」と「子育で支援パスポート」の一体的な運用や置き型授乳室の設置に係る助成など、社会全体で結婚や子育でを応援する気運の醸成に努めます。引き続き、周産期・小児医療従事者の確保や体制の構築、地域で安心して暮らすための障害児支援体制の強化に取り組みます。

また、一時預かり事業や放課後児童クラブなどの地域における子ども・子育ての取組を支援するほか、子育て世帯に対する支援として、引き続き、乳幼児医療費助成や小学校入学準備支援等の実施、幼児教育・保育の無償化により経済的負担の軽減を図ります。

保育所等利用待機児童の早期解消については、「新子育て安心プラン」に基づき、

保育所等の整備支援、認定こども園への移行促進に取り組むとともに、保育士・保育 所支援センターによる就業支援、保育補助者や保育支援者の雇用経費に対する助成 等により保育人材の確保に努めるほか、多くの保育士が受講できるよう引き続きオ ンラインによるキャリアアップ研修を実施し、資質の向上と処遇改善を図ります。

(2) 家庭・地域等の連携・協働による子どもを支える体制の構築

「宮城県子どもの貧困対策計画」に基づき、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策事業を行う市町村や、子ども食堂などの子どもの居場所づくりに取り組む団体を支援するとともに、様々な事由により課題を抱える子どもや家庭に対する支援として、生活困窮家庭の子どもを対象とした学習・生活支援のほか、ひとり親家庭の養育費の履行確保に向けた支援を行います。また、新たに子どもの居場所づくりに総合的に取り組む市町村に対する支援を行うほか、低所得世帯等の児童の一時預かりに関する負担軽減を図ります。

児童虐待等への対応については、児童相談所共通ダイヤルの受付やSNSを活用した相談を実施するほか、家族再統合の支援、施設を退所した児童等へのアフターケアなどに継続して取り組み、児童虐待の予防や発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援に至るまで、切れ目のない支援を行います。また、ヤングケアラーの早期発見と支援体制の強化を図るため、関係機関職員向け研修や専門家派遣、相談体制の構築に取り組むほか、引き続き、里親制度の普及促進や里親への支援体制強化を行い、子どもの安定した養育環境の確保を図っていきます。

(3) 就労や地域活動を通じた多様な主体の社会参画の促進

県・市町村・社会福祉協議会等で構成する「宮城県地域共生社会推進会議」等の取組により、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な相談・支援体制の構築等を進め、困難を持つあらゆる人を地域で支える地域共生社会の実現に向けた取組を推進します。

生活状況が不安定なひとり親家庭に対して、就業相談や就業情報の提供を行うとともに、就職や生活の安定に資する資格取得を促進する教育訓練給付等を行い、自立した生活ができるよう支援します。

生活困窮者の自立促進支援については、困窮状態からの早期脱却を図れるよう、状

況に応じた各種支援を継続して実施します。

障害者の就業・生活支援については、障害者が地域において自立して生活できる工賃収入の実現に向け、事業所に対する経営支援や共同受注等による販路拡大支援を継続するとともに、昨年度、官民による応援組織を発足したことから、継続的かつ安定的な受注機会の確保に取り組みます。また、増加する精神障害者等の社会参加を促進するため、IT関連分野での受注体制や在宅での就業機会の確保に向けた取組を新たに行います。

(4) 生涯を通じた健康づくりと持続可能な医療・介護サービスの提供

生涯を通じた健康づくりについては、企業・団体、保険者、行政機関等が参画する「スマートみやぎ健民会議」を核として、歩行数や野菜摂取量の増加を促す環境整備、健診データの分析等に基づいた生活習慣病の予防や重症化対策に取り組むほか、特定保健指導実施率の向上に向けた施策など、全てのライフステージを通じた切れ目のない健康支援体制の構築に取り組みます。

また、県民一人一人が健康状態やライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりができるよう、支援体制の充実を図るとともに、在宅の要介護者や障害のある方の口腔ケアを実施する体制整備や人材育成支援、働き盛り世代の歯周病予防対策などに取り組みます。

さらに、がん登録事業の実施など総合的ながん対策の推進や、若年のがん患者に対する生殖機能温存治療費用の助成を行うとともに、骨髄提供者への助成による骨髄提供を行いやすい環境を整備するほか、造血幹細胞移植を受けた小児がん患者のワクチン再接種費用の助成などに取り組みます。

循環器病対策については、脳卒中・心臓病等総合支援センターを設置し、相談支援のほか、循環器病の予防や正しい知識の普及啓発等を行います。

国民健康保険については、第2期宮城県国民健康保険運営方針に基づき、市町村と 十分に連携しながら安定した制度運営を行います。

安全で良質な医療を将来にわたって持続的かつ安定的に提供していくため、「第7次宮城県地域医療計画」に基づく取組を着実に進めていきます。また、令和6年度を 始期とする「第8次宮城県地域医療計画」を策定し、新興感染症等の感染拡大時にお ける医療を含めた新たな医療提供体制の構築を目指します。

医療人材の確保、偏在解消については、医療従事者が健康で安心して働くことができる勤務環境の整備に向けた取組を進めるとともに、医学生に対する修学支援やキャリア形成支援、看護師の育成支援、薬剤師の確保対策を進めます。また、地域医療構想を踏まえ、病床機能の分化・連携を適切に推進するとともに、仙台医療圏における病院の再編など、政策医療の課題解決に取り組みます。

救急医療については、ドクターヘリの運航や地域の救命救急センターの運営支援、 救急電話相談等のほか、搬送の効率化を図る救急搬送情報共有システムの運用を行います。

高齢者が地域で自分らしい生活を安心して送れる社会を実現できるよう「第8期 みやぎ高齢者元気プラン」に基づく取組を着実に推進します。

医療・介護等の様々なサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの充実・推進に向け、要介護状態を招くおそれのある高齢者のフレイル対策や、地域における支え合いの推進、認知症の早期発見・早期対応システムの充実や、認知症の本人と家族を地域で支えるための体制づくりを進めます。

喫緊の課題である介護人材の確保・養成・定着を図るため、ロボット・ICT機器 導入による勤務環境の改善を支援することにより、介護事業者における働き方改革 をより一層推進します。また、外国人人材の確保に向けては、新たに特定技能外国人 向けの生活支援を行うとともに、受入施設の環境整備や外国人介護職員の資格取得 支援を行うほか、中高生や保護者、教員など幅広い世代に対する介護イメージアップ に取り組みます。

このほか、福祉系高校の学生に向けた修学資金等の貸付事業を実施し、若者の介護 分野への参入促進を図るとともに、元気な高齢者の介護業務への参入を推進します。 さらに、特別養護老人ホームや地域密着型サービス施設などの介護基盤の整備を 推進するとともに、介護保険の適正な制度運営等を継続して進めていきます。

(5) 安心して暮らせる社会の実現

障害がある方への支援については、引き続き「みやぎ障害者プラン」及び「宮城県 障害福祉計画」に基づき、障害を理由とする差別の解消に向けた普及啓発や相談支援 等の取組を進めるとともに、障害福祉サービスの提供体制の整備を計画的に推進します。

「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」や「手話言語条例」に基づき、差別等に関する理解の普及啓発のほか、障害の特性に応じた多様な意思疎通や情報手段の確保に努めるとともに、障害のある人とない人との相互理解を図るため、新たに障害者アート作品を通じた交流機会を創出するほか、スマートフォン用アプリを活用した助け合い実証事業や普及啓発に取り組みます。

また、グループホームや就労支援事業所など地域において自立した生活を送るための施設整備に加え、引き続き、県全域のセーフティネットの役割を担う「宮城県船形の郷」の建替えを進めるとともに、障害福祉サービスの質の向上を図るため、障害福祉サービス事業所等が行う職員の処遇改善やICT導入・活用による業務改善などの取組を支援し、介護人材の確保・育成を推進します。

そのほか、発達障害者支援センター等による発達障害児者への支援や、市町村が行う障害者医療費助成事業への補助を継続して実施するとともに、昨年度開設した医療的ケア児等相談支援センターにおいて、医療的ケア児やその家族を総合的に支援していきます。

ひきこもり支援については、ひきこもり地域支援センターにおいて、当事者・家族 支援や関係機関への後方支援を推進するほか、県北及び県南地域の居場所設置に加 え、出張やオンライン活用による居場所支援により、本人の社会参加の支援・孤立防 止に取り組むとともに、より住民に身近な市町村による取組を促します。

また、自死対策については、「宮城県自死対策計画」に基づき、自死のきっかけとなる健康や経済的問題等の対策について、関連施策の連携により総合的な取り組みを推進するとともに、県民一人ひとりの気づきと見守りを促すために、ゲートキーパー養成や普及啓発等に市町村や民間団体等と連携して取り組みます。

(6) 被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート

被災者の生活支援として、災害公営住宅等への巡回訪問等を通じた見守り活動や 相談対応、コミュニティ構築などの支援を継続していきます。また、災害公営住宅へ の転居等生活環境の変化による心身の健康状態の悪化を防ぐために、災害公営住宅 における支え合い体制づくりを支援するなど、被災者のニーズに応じたきめ細かな 支援に引き続き取り組んでいきます。

さらに、被災された方々の心のケアへの対応については、拠点となる「心のケアセンター」の運営支援を継続し、市町や心のケアに携わる関係機関と連携した地域住民や支援者支援を実施するほか、地域における支援体制整備を推進するため、市町村における人材確保・育成に向けた支援に取り組みます。

また、子どもたちの心のケアについては、被災児童やその親、支援者への支援等を継続するとともに、震災で親を亡くした子どもたちの安定した養育環境の確保を図るため、「東日本大震災みやぎこども育英基金」を活用し、里親等の養育者に対する支援を継続します。

(7) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の対策については、新たな段階へ移行していくため、相談体制を当面の間継続するほか、幅広い医療機関で患者が外来受診できる体制の構築に取り組みます。また、入院についても、幅広い医療機関での受入促進に努めるとともに、医療機関への設備導入支援や院内感染発生時等における支援に取り組みます。

また、介護が必要な高齢者の療養のためのケア付き宿泊療養施設を確保するほか、 高齢者施設等における対策として、衛生資材購入等の支援や、感染者の発生により職 員が不足する施設への介護職員の応援派遣、介護施設における面会室等の整備につ いても当面の間継続して取り組みます。

ワクチン接種については、市町村や医師会等医療関係団体との調整を図り、円滑かつ迅速に接種できる体制の整備を推進します。

そのほか、不安を抱える妊婦へのウイルス検査等を実施します。

3 保健福祉部の主要事業概要

		<u> </u>	水 网	
		被災地域福祉推進費		
1	事 業 名	(新・宮城の将来ビジョン推 進事業名)	被災地域福祉	业推進事業
		(各課別歳出予算概要事業 名)	被災地域福祉	业推進事業費
2	当初予算額	406,259千円	3 担当課	保健福祉部社会福祉課
2	コツ1升版	400, 200111	2 JEIW	(TEL: 211-2519)
		東日本大震災の被災者に対	する相談支援や	P孤立防止のための見守り活動,
4	目 的	住民同士の交流機会の提供な	どを通して,被	び災者の安定的な日常生活の確保
4	ם פי	や心身の健康の維持向上,被禁	災者支援から地	2域福祉活動への移行に向けた取
		組の推進を図る。		
5	事業概要			

東日本大震災の被災者に対する見守り・相談支援や、孤立防止のためのサロン活動等の 取組に対して、補助金を交付する。

【補助事業者】 市町村、社会福祉協議会等

【補助率】 対象経費の10/10

【補助対象事業】 被災者見守り・相談支援事業等

【令和5年度事業実施団体】

石巻市,塩竈市,気仙沼市,名取市,東松島市,七ヶ浜町,南三陸町, 宮城県社会福祉協議会

見守り・相談支援事業

- (1)「被災者見守り・相談支援調整会議」を開催する事業 地域において、被災者支援を行う社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO、地域 コミュニティ活動団体等の関係機関の活動内容の調整等を行うことにより、事業の 効率的かつ効果的な実施を図る。
- (2) 被災者の見守り・相談支援を行う事業
 - ア 災害公営住宅等への巡回訪問等を通じた見守り・声かけ
 - イ 被災者の日常生活に関する相談支援
 - ウ 被災者の日常生活の安定確保に資する情報提供
 - エ 支援が困難なケースについて、関係者が連携して対応するためのケース検討会 議の開催
- (3)被災者支援従事者の資質向上等を図るための事業
 - ア 被災者支援従事者の資質向上のための研修会の実施
 - イ 被災者支援従事者のメンタルヘルスに関する講習会の実施
- (4) その他被災者の孤立防止を図るため、見守り・相談支援と一体的に行うことが効果的な取組

		医療提供体制整備費
		(新・宮城の将来ビジョン推
1	事 業 名	進事業名)
		(各課別歳出予算概要事業 医索提供体制軟件書
		医療提供体制整備費 名)
2	当初予算額	保健福祉部医療政策課 41,545,000千円 3 担当課
	∃炒∫₽鸱	41, 343, 000十日 3 担当麻 (TEL:211-2614)
		新型コロナウイルス感染症患者及び疑い患者の入院に対応する医療機関が
4	目 的	実施する病床確保,消毒,患者対応に伴い深夜勤務となる医療従事者の宿泊施
4	п ну	設確保等に要する費用を補助することにより、医療提供体制の整備を図るも
		\mathcal{O}_{\circ}
5	事業概要	

1 重点医療機関体制整備事業 41,314,446千円

新型コロナウイルス感染症患者の受け入れのため確保した病床及び休床とした病床の病床確保料を補助するもの。(特定機能病院等: 9病院, 重点医療機関: 18病院)

※特定機能病院等

令和2年4月以降に、ECMOによる治療を行う患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関。

【補助額】(厚生労働省基準額:1床当たりの病床確保料)

- ①特定機能病院等
- ICU内の病床確保 436 千円/日, HCU内の病床確保 211 千円/日, 左記以外 74 千円/日
- ②重点医療機関
- I C U内の病床確保 301 千円/日, H C U内の病床確保 211 千円/日, 左記以外 71 千円/日 ※①②とも休止病床が療養病床の場合は, 16 千円/日
- 2 新型コロナウイルス感染症対策事業 150,060千円 重点医療機関以外の医療機関が新型コロナウイルス感染症患者の受け入れのため確保 した病床及び休床とした病床の病床確保料を補助するもの。(2病院)

【補助額】(厚生労働省基準額:1床当たりの病床確保料)

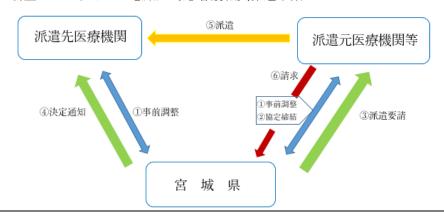
- ①その他医療機関
- ICU内の病床確保 97 千円/日, HCU内の病床確保 41 千円/日, 左記以外 16 千円/日
- 3 宿泊・消毒経費 80,494千円

		看護職員確保支援費
		(新・宮城の将来ビジョン推
1	事 業 名	進事業名)
		(各課別歳出予算概要事業 新型コロナウイルス感染症対応看護職員派
		名) 遣事業
2	当初予算額	49,039千円 3 担当課 保健福祉部医療人材対策室
	ヨツブ昇領	49,0391円 3 担当旅 (TEL:211-2615)
		新型コロナウイルス感染症患者の増加に伴い,県内の医療機関等の看護職
4	目 的	員が不足した場合に、県内の他の医療機関等から看護職員の派遣を受けるこ
4		とにより、新型コロナウイルス感染症患者等に円滑に対応できる医療提供体
		制の確保を図るもの。
5	事業概要	

新型コロナウイルス感染症患者への対応により看護職員が不足した医療機関等に対して,他の医療機関等から看護職員を派遣するもの。

- 1 新型コロナウイルス感染症対応看護職員派遣事業
 - ・感染症患者への対応により看護職員が不足した医療機関等から派遣の依頼を受けた場合他の医療機関等の看護職員を派遣する。
 - ・派遣に当たっては、県と派遣元医療機関が協定を締結し、派遣に要した経費(謝金, 交通費)を県が負担する。
 - ・謝金の上限は,重点医療機関の場合,1人1時間当たり8,280円,健康管理を強化した宿泊療養施設等の場合,5,520円,その他の場合,2,760円。
 - ・派遣見込み数:延べ120人(延べ840日)
- 2 1に係る保険加入
 - ・派遣看護職員の傷害補償保険について県が保険会社と契約を締結し、支払う。

<新型コロナウイルス感染症対応看護職員派遣事業のスキーム>

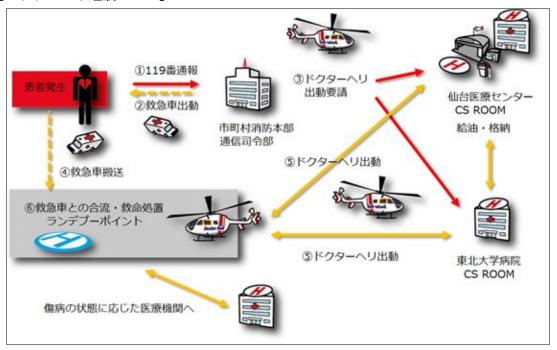


		ドクターへリ運航費
		(新・宮城の将来ビジョン推進
1	事 業 名	事業名)
		(各課別歳出予算概要事業名) 救急医療確保対策費
9	业加之管据	322,219千円 3 担当課 保健福祉部医療政策課
2	当初予算額	322,219千円 3 担当課 (TEL:211-2622)
		ドクターヘリ基地病院への運航費の助成等により、救急医療の効率的な提
4	目 的	供体制を確保するもの。
5	事業概要	

【概要】

○ 基地病院(仙台医療センター・東北大学病院),各消防本部(局)等との連携のもと,安全かつ効果的にドクターへリを運航することで,救命率の向上等を図るもの。

【ドクターへリ運航フロー】



- 消防機関からの出動要請を受け、基地病院から医師や看護師がヘリに搭乗し、救急現場付近のランデブーポイント(臨時離着陸場)へ向かい、ランデブーポイントで傷病者を搬送した消防機関と合流し、傷病者を医療機関へ搬送する。
- 搭乗した医療スタッフが、早い段階から治療を始めることができるため、傷病者の救 命率向上や、後遺症軽減などの効果が期待される。

【令和3年度実績】

○ 出動回数 348回

		医療機関勤務環境改善費
		(新・宮城の将来ビジョン推進
1	事 業 名	事業名)
		(各課別歳出予算概要事業名) 地域医療介護総合確保事業費
2	当初予算額	234,827千円 3 担当課 保健福祉部医療人材対策室
	コツ 万 弁 傾	2 3 4, 8 2 7 十円 3 担当麻 (TEL:211-2686)
		医師,看護師等の医療従事者の離職防止や医療安全等を図るため,勤務環
4	目 的	境の改善に取り組む医療機関に対して必要な支援を行う。また、令和6年4
4		月からの医師に対する時間外労働の上限規制適用に向け、労働時間短縮のた
		めの取組を支援する。
5	事業概要	

- 1 医療機関の勤務環境改善に向けた取組への支援【補助】229,859千円
- (1) 医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組に要する経費を支援 72,219 千円
 - ·補助上限額:1医療機関133千円×最大使用病床数
 - ・補助率:資産形成経費(勤怠管理システム導入,休憩室整備等) 9/10 その他経費(改善支援アドバイス,短時間勤務要員確保等) 10/10
 - ・補助対象医療機関:年間救急車受入件数 1000 件以上 2000 件未満(※) など地域医療に特別な役割があり、かつ月の時間外等が 80 時間を超える医師を雇用しているなど過酷な勤務環境となっている医療機関
 - (※) 2000 件以上は診療報酬による対応
 - ・交付要件:医師の労働時間短縮のための計画を策定し取り組むことなど
- (2) 医療業務補助者の配置に要する経費を支援 152,640 千円
 - ・補助対象人数:2人まで 補助基準額:1人月額18万円 補助率:2/3
- (3) 勤務環境改善計画の作成や目標達成のための取組に要する経費を支援 5,000 千円
 - ·補助基準額:1病院75万円 補助率:2/3
- 2 宮城県医療勤務環境改善支援センターの運営【委託】4,810千円
 - · 平成 28 年 11 月設置 委託先:県医師会
 - ・支援センターでは、宮城労働局が設置している宮城医療労務管理支援センターと連携し、医療労務管理や医業経営分野の専門家であるアドバイザーが医療機関に対する相談支援等を行う。
- 3 その他【旅費等】158千円

		女性医師就労支援費
	—I— VIII I	(新・宮城の将来ビジョン推進事
1	事 業 名	業名)
		(各課別歳出予算概要事業名) 地域医療介護総合確保事業費
2	当初予算額	33,420千円 3 担当課 保健福祉部医療人材対策室
	コツブ弁似	(TEL:211-2692)
		女性が妊娠・出産・育児の期間をとおして仕事を継続できるよう働きやす
4	目 的	い環境を整備し、就労環境の改善及び離職防止を図り、医師確保対策に資す
		る。
5	事業概要	

現在,医学部入学者に占める女性の割合は約40%となり,医療施設に従事する女性医師の割合も年々増加している。本県の令和2年12月31日現在の医療施設に従事する女性医師の割合は19.8%であり,全国平均(22.8%)よりは低いが,数・割合とも増加傾向にある。このため,今後の医師確保対策として,女性医師のライフステージに応じた支援を行っていくことが重要となる。

女性医師等就労支援事業【補助】

- 1 補助対象施設 女性医師等の復職研修,又は就労環境改善に取り組む県内の医療機関
- 2 補助対象事業
 - (1) 女性医師等の離職防止や再就職の促進を図るため、指導医のもとで実施する復職 研修(復職後に実施する研修については、復職から3か月までに実施するものに限 る。)。
 - (2) 女性医師等が仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境を整備する取組で、次に掲げるもの。
 - ・短時間勤務の導入
 - ・出勤希望日制の導入及び宿日直の免除
 - ・保育所以外の育児支援(ベビーシッターの雇上等)
 - ・院内での就労改善委員会の設置
 - ・その他、女性医師等の就労環境の改善に向けた取組
- 3 補助基準額
 - 1箇所あたり11,140千円 補助率:1/2
- 4 補助対象施設

6病院(想定)

		病床機能再編支援費
		(新・宮城の将来ビジョン推 _
1	事 業 名	進事業名)
		(各課別歳出予算概要事業 地域医療介護総合確保事業費 名)
2	当初予算額	保健福祉部医療政策課 181,260千円 3 担当課
	コツノ弁帜	T S 1, 2 0 0 十 1
		地域医療構想の実現のため、病院又は診療所であって療養病床又は一般病
4	目 的	床を有する医療機関に対し、病床数の最適化に必要な支援を行うもの。
5	事業概要	

1 単独支援給付金事業

県内の病院又は診療所であって療養病床又は一般病床を有する医療機関が、地域の 関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施する場合、減少する病 床数に応じた給付金を支給するもの。

2 統合支援給付金支給事業 (実施予定なし)

複数の県内の病院又は診療所であって療養病床又は一般病床を有する医療機関が、 地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施し統合する場合、当該統合に参加する医療機関に給付金を支給するもの。

3 債務整理支援給付金支給事業(実施予定なし)

複数の医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施し統合する場合、当該統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を、統合後に存続する医療機関が新たに融資を受けて返済する際の、当該融資に係る利子の全部又は一部に相当する額に係る給付金を支給するもの。

<参考:支給対象医療機関数及び支給額(見込み)>

支給対象 医療機関数	支給対象 病床数	支給額
5 医療機関	102床	181,260千円

※意向調査の回答に基づくもの。

		病床機能分化・連携推進基盤整備費
		(新・宮城の将来ビジョン推進
1	事 業 名	事業名)
		(各課別歳出予算概要事業名) 地域医療介護総合確保事業費
2	当初予算額	223,983千円 3 担当課 保健福祉部医療政策課
	∃炒丌异敀	(TEL:211-2617, 2618)
		病床の機能分化・連携を推進し、将来の医療需要に対応できる医療提供体
4	目 的	制の構築を図るもの。
5	事業概要	

○事業の内容

①病床転換

地域医療構想で示された 2025 年の必要病床数(推計値)を踏まえ、将来的な不足が推測される回復期病床を整備するために必要となる施設・設備整備に対し補助するもの。

②事業縮小

病院の事業縮小(急性期病床の削減に伴い病室を他の用途へ変更する場合等)に要する費用に対し補助するもの。

③再編・統合

2つ以上の病院の再編・統合に伴い,急性期病床または回復期の集約化により,要 する費用に対し補助するもの。

事業	区分	対象経費	補助率
①病床転換	施設整備(病床)施設整備(リハ施設)	急性期病床から回復期病床への転換/新築・増改築 急性期病床から回復期病床への転換/改修 医学的リハビリテーション施設	
②事業縮小	設備整備 医療機器等の備品購入費 施設整備 急性期病床削減に伴い不要となる病室の他の用途(機能 (他の用途) 転換以外)への改修		
	特別損失 退職金の	· 産除却損,固定資産廃業損,固定資産売却損)	
	割増相当額	用により上積みされた退職金の割増相当額	以内
(3)	設計費用	2つ以上の病院の再編・統合に伴い必要となる設計費用	
③再編・統合	施設整備 (再編・統合)	2つ以上の病院の再編・統合に伴い,急性期または回復期病床の集約化により必要となる施設整備 (新築/増改築)	
		2つ以上の病院の再編・統合に伴い,急性期または回復 期病床の集約化により必要となる施設整備(改修)	
	設備整備	医療機器等の備品購入費	

		仙台医療圏地域医療構想推進費			
		(新・宮城の将来ビジョン推			
1	事 業 名	進事業名)			
		(各課別歳出予算概要事業 地域医療介護総合確保事業費 名)			
2	当初予算額	5 1, 0 0 0 千円 3 担当課 保健福祉部医療政策課			
	∃∜Л∫弁領	(TEL:211-2675)			
		本県の政策医療の課題解決を前進させるとともに地域医療構想を推進す			
4	4 目 的 るため,4病院の統合・合築に係る詳細な調査・関係計画の検証及び				
		ど,関係機関との協議及び令和5年度の合意に必要な業務を行う。			
5	事業概要				

仙台赤十字病院と県立がんセンターの統合及び東北労災病院と県立精神医療センターの 合築による新病院の整備に向けて、統合・合築に係る医療機能や病床規模等の詳細な調 査、関係する計画の検証、関係機関との必要な調整を行う。

また、新たな県立精神医療センターの基本計画等の取りまとめに関する支援を行う。

		地域包括ケア総合推進・支援費		
1	事 業 名	(新・宮城の将来ビジョン推 地域包括ケア総合推進支援事業 進事業名)		
		(各課別歳出予算概要事業 出域包括ケア総合推進・支援費 名)		
2	当初予算額	3 5, 6 8 4 千円 3 担当課		
4	目 的	高齢者数の増加及び高齢化率の上昇に伴い、フレイル(虚弱)高齢者及び要支援者の増加が見込まれることから、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、効果的な自立支援・重度化防止等の取組を効率的に実施することができるよう市町村支援に取り組むもの。		
5	事業概要			

- 1 現状分析・実情把握,地域課題分析,実績評価支援
 - ① 市町村職員に対する地域課題分析・実績評価研修会の開催
 - ② 市町村の介護保険事業計画の改定に伴う策定支援のための現状分析ツールの作成
 - ③ 介護予防に関する事業評価・市町村支援委員会の設置・運営
- 2 自立支援・重度化防止等に向けた取組支援
 - ① 市町村へのアドバイザー派遣・先行自治体視察支援
 - ② 自立支援・重度化防止等に向けた取組強化研修会の開催
- 3 リハビリテーション専門職等の活用支援
 - ① リハビリテーション専門職等の広域派遣調整に係る関係者連絡会の開催
 - ② 地域の実情に応じた課題解決及び人材育成に関する研修会の開催
 - ③ リハビリテーション専門職等の人材育成研修会の開催
- 4 県民への普及啓発

テレビや新聞等の媒体を活用したフレイル予防等に関する普及啓発

5 健康・生きがいづくり事業

老人クラブの多様な社会活動を推進するため、地域で活動する人材の確保

6 みやぎフレイル対策市町村サポート事業

市町村でフレイル対策の現場支援を行う専門職の人材育成及び体制整備

- 7 地域包括ケアシステムの深化・推進支援
 - ① 介護サービス事業所管理者向け研修会の開催
 - ② 在宅医療・介護連携推進に関する研修会の開催
- 8 宮城県地域包括ケア推進協議会の設置・運営

宮城県地域包括ケア推進協議会幹事会の開催

9 認知症高齢者等にやさしい地域づくりサポート事業

医療機関による認知症やフレイル予防の普及啓発・健康相談会等

		介護人材確保対策緊急アクションプラン推進費		
		(新・宮城の将来ビジョン推	介護人材確	保対策緊急アクションプラン事
1	1 事 業 名 進事業名) 業			
		(各課別歳出予算概要事業 名)	地域医療介護	護総合確保事業費
2	当初予算額	103,047千円	3 担当課	保健福祉部長寿社会政策課
	ヨ彻「昇領			(TEL: 211-2554)
団塊の世代すべてが後期高齢者となる令和7年において,我が県で 4 目 的 千人の介護職員が不足する見込みであるため,緊急かつ大胆な介護人		17年において、我が県では約4		
		り、緊急かつ大胆な介護人材確保		
		対策に取り組むもの。		
5	事業概要			

- (1) 外国人人材の確保(外国人人材確保アクションプラン) 77,547千円
 - ① 海外現地機関との直接連携事業 海外の関係機関と直接連携し、人材確保に関する情報収集や介護施設とのマッチ ングを支援
 - ② 外国人人材に対する定着支援事業 外国人人材の定着に向けた相談窓口の設置・交流会の開催
 - ③ 技能実習生学習・生活支援補助金 技能実習候補生が入国前に行う日本語学習期間の学費・生活費補助
 - ④ 特定技能外国人生活支援補助金県内で就労している特定技能外国人の生活費補助
 - ⑤ 外国人留学生の学習・生活支援補助金 介護施設が留学生に対して行う奨学金等の補助
 - ⑥ 日本語学習等支援事業外国人介護人材向け日本語・介護技術学習無料支援講座を開講し、語学力向上や 資格取得を支援
 - ⑦ 外国人介護人材受入施設等環境整備事業 介護施設等において外国人人材を受け入れるための環境整備費補助
 - ⑧ 外国人介護人材受入施設支援事業 介護福祉士候補者(EPA)の日本語等学習に要する経費等の補助
 - ⑨ 外国人介護職員資格取得支援事業外国人介護職員の資格取得に係る研修受講等支援
- (2) 介護イメージアップ事業 25,500千円 地域イベント等による介護職の普及啓発及び中高生向体験型授業等の実施

		社会福祉施設等介護職員等確保支援費			
		(新・宮城の将来ビジョン推			
1	事業名	進事業名)	_		
1	尹 未 石	 (各課別歳出予算概要事業	地域医療介護総合確保事業費		
		名)	社会福祉施設等介護職員等確保支援費		
		(和)	障害福祉施	設支援費	
		639,902千円	3 担当課	保健福祉部長寿社会政策課	
2	当初予算額			(TEL: 211-2549)	
				保健福祉部障害福祉課	
				(TEL: 211-2558)	
		介護施設,障害福祉施設等において新型コロナウイルス感染症が発生した場			
4	目 的	合に備え,介護職員等の応援派遣に向けた体制整備を行うとともに,発生施設			
		等に対し「かかり増し経費」	の支援を行う	もの。	
5	事業概要				

1 介護施設等に対する支援

602,646千円

(1) 新型コロナウイルス関連要介護高齢者支援事業

介護施設等で感染症が発生した場合に応援職員を派遣できる体制構築を委託により実施するもの。また、新型コロナウイルスが発生した施設の事業継続のマネジメントを実施するもの。

(2) 社会福祉施設等介護職員等確保支援事業

新型コロナウイルス感染症が発生した介護施設等に対して直接派遣される応援職員を 対象とした保険に加入するもの。

(3) 新型コロナウイルスに係る介護サービス提供体制確保事業

新型コロナウイルス感染症が発生した介護サービス事業所・介護施設等に対して、職員確保や消毒など通常のサービス提供時には想定されない「かかり増し経費」について補助するもの。

2 障害福祉施設等に対する支援

37,256千円

(1) 社会福祉施設等介護職員等確保支援事業

新型コロナウイルス感染症が発生した障害児者入所施設等に対して派遣される応援職員を対象とした保険に加入するもの。

(2) 障害福祉サービス確保支援事業

障害児者入所施設で感染症が発生した場合に応援職員を派遣するための調整業務を委託により実施するとともに、新型コロナウイルス感染症が発生した障害福祉サービス事業所等に対して、職員確保や消毒などの通常のサービス提供時では想定されない「かかり増し経費」や(1)の応援職員派遣に係る旅費等の経費を補助するもの。

		特別養護老人ホーム建設等支援費			
		(新・宮城の将来ビジョン推			
1	事 業 名	進事業名)			
		特別養護老人ホーム整備費補助(各課別歳出予算概要事業名)			
		(谷珠川緑田) 昇帆安争乗名) 特別養護老人ホーム等大規模改修費補助			
2	当初予算額	4 1 5 , 4 0 0 千円 3 担当課 保健福祉部長寿社会政策課			
	∃忉∫′异鸻	(TEL:211-2549)			
4	目 的	介護サービス基盤の整備を促進するため、特別養護老人ホームの増築及び 長寿命化に資する大規模改修に対して補助を行うもの。			
5	事業概要				

1 特別養護老人ホーム整備費補助

280,000千円

定員30人以上の特別養護老人ホームの増築について補助を行うもの。

2 特別養護老人ホーム等大規模改修費補助

135,400千円

築30年以上で定員30人以上の特別養護老人ホーム(併設する短期入所施設含む)の 長寿命化に資する大規模改修について補助を行うもの。

		スマートみやぎプロジェクト推進費			
		(新・宮城の将来ビジョン推 スマートみやぎプロジェクト 進事業名)			
		(各課別歳出予算概要事業 健康づくり推進事業費 名)			
2	当初予算額	日 17,645千円 3 担当課 保健福祉部健康推進課			
	コツ丁弁帜	T 7, 6 4 3 十円 3 担当麻 (T E L : 211-2624)			
		県民の運動・食生活等生活習慣の改善を図るため、スマートみやぎ健民会			
4	目 的	議(県民運動)を基盤とし、日常的に健康づくりが実践できる社会環境の整			
		備を行うもの。			
5	事業概要				

- 1 スマートみやぎ健民会議を基盤とした県民運動の推進【8,812千円】
 - (1)健康づくり優良団体表彰の実施
 - (2) 県民運動の周知・広報
 - (3)参加団体拡大
- 2 中小企業・関係団体との連携による健康経営の概念の普及啓発【3,184千円】
- 3 みやぎヘルスサテライトステーション拡大事業【3,413千円】
 - (1) ヘルスサテライトステーション拡大補助事業
 - (2) ヘルスサテライトステーション認証事業
 - (3)健康情報の発信
- 4 子どもの健康なからだづくり推進事業【2,236千円】
 - (1) 連携会議の開催
 - (2) 地域特性を踏まえた連携企画事業の実施

	感染拡大傾向時の一般検査費			
		(新・宮城の将来ビジョン推		
1	事 業 名	進事業名)		
		(各課別歳出予算概要事業 名)	: 感染症指定[医療機関運営費補助等
2	当初予算額	3, 128, 300千円	3 担当課	保健福祉部疾病·感染症対策課
	コツ「弁帜	3, 128, 300	3 担当床	(TEL: 211-2632)
		新型コロナウイルス感染症	の感染拡大の	傾向が見受けられる場合におい
4	目 的	て、感染不安を抱える無症状	者が無料でPC	CR検査等を受検できるよう、検
		査事業者に対し補助を行い,	検査体制の整備	帯を図るもの。
5	事業概要			

【事業目的】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大傾向時,都道府県知事の判断で,新型インフルエンザ特別措置法第24条第9項の規定により,感染不安を抱えた無症状者について検査を受検するよう要請した場合,受検者の検査に係る費用を無料化するため,検査事業者に対する補助を実施するもの。

【事業内容】

感染拡大傾向時の一般検査事業費補助金 3,128,300 千円

感染不安を抱えた無症状者へ無料検査を提供する事業者に対して、検査及び体制整備 に係る費用の補助を実施するもの。

		医療機関等設備整備支援費			
		(新・宮城の将来ビジョン推進			
1	事 業 名	事業名)			
		(各課別歳出予算概要事業名) 感染症指定医療機関運営費補助等			
2	当初予算額	2,142,000千円 3 担当課 保健福祉部疾病・感染症対策課			
	コツブ弁似	2, 142, 000十日 3 担当麻 (TEL:211-2632)			
		新型コロナウイルス感染症患者の外来や入院対応を行う医療機関に対し			
4	目 的	て、設備導入等に係る助成を行い、医療提供体制の整備を図るもの。			
5	事業概要				

- 1 外来協力医療機関補助金 687,000 千円 患者等の外来対応を行う帰国者・接触者外来等に対し、HEPA フィルター付きパー ティション等の補助を行うもの。
- 2 入院医療機関補助金 231,000 千円 患者の入院対応を行う感染症指定医療機関,入院協力医療機関に対し,人工呼吸器 や ECMO 等の補助を行うもの。
- 3 重点医療機関等設備整備補助金 764,000 千円 高度な医療を提供する医療機関等に対し、CT や超音波画像診断装置等の設備の補 助を行うもの。
- 4 感染症検査機関等設備整備補助金 460,000 千円 検査を実施する医療機関や民間検査機関等に対し、PCR 装置等の設備の補助を行う もの。

		検査体制構築費		
		(新・宮城の将来ビジョン推		
1	事 業 名	進事業名)	_	
		(各課別歳出予算概要事業	感染症指定	医療機関運営費補助等
		名)	感染症発生	対策費
				保健福祉部疾病 • 感染症対策課
2	当初予算額	2,706,596千円	3 担当課	(TEL: 211-2632)
	コツ デ 昇 似	2, 700, 390	10 担目味	保健福祉部新型コロナ調整室
				(TEL: 211-2654)
		新型コロナウイルス感染症	の疑い患者や	濃厚接触者等の検査を適切に実
4	目 的	施し、感染者を早期に把握す	ることにより,	感染拡大防止を図るもの。
5	事業概要			

- 1 感染症予防事業 (ドライブスルー方式診療所設置) 163,355 千円 ドライブスルー形式による P C R 検査体制を整備するため、臨時診療所の運営を東 北大学病院に対して委託するとともに、臨時診療所の運営に要する資機材等を整備す る。
- 2 感染症発生対策事業(感染症患者発生時疫学調査費等)2,543,241 千円 感染症法第15条による調査の一環として,新型コロナウイルス感染症に係る検査 を保健環境センター等において実施するとともに,保険適用される検査の自己負担額 を公費負担する。

		地域外来体制整備費
		(新・宮城の将来ビジョン推
1	事 業 名	進事業名)
		(各課別歳出予算概要事業 感染症指定医療機関運営費補助等 名)
2	当初予算額	113,931千円 3 担当課 保健福祉部新型コロナ調整室
	コツノ弁帜	(TEL: 211-2354)
		診療・検査体制の更なる充実に向けた地域外来・検査センターの整備を図
4	目 的	るもの。
5	事業概要	

○ 事業の内容

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて、各圏域に「地域外来・検査センター」を設置し、地域の実情に応じた診療・検査体制の強化を図る。

○ 予算の概要

市町村、郡市医師会が設置する地域外来・検査センターに対して、運営費及び整備費を支援する。

各圏域:保健所,支所単位5か所(R5.1現在:仙台,亘理郡,大崎,栗原,石巻設置済)

		宿泊療養施設等確保費			
		(新・宮城の将来ビジョン推			
1	事 業 名	進事業名)	_		
		(各課別歳出予算概要事業	<u> </u>	→ 코'> 11	
		感染症発生対策費名)			对 束實
					保健福祉部疾病·感染症対策課
2	当初予算額	41, 151, 001千円	3 担当課	(TEL: 211-2632)	
				保健福祉部新型コロナ調整室	
				(TEL: 211-3622)	
		新型コロナウイルス感染症に罹患した軽症患者や無症状者に対して、療養			
1		先となる民間宿泊施設の借り上げ、医療費の負担、移動手段の確保や、自宅			
$\begin{vmatrix} 4 \end{vmatrix}$	目 的	療養者に対する生活支援など	を行うこ	とによ	より, 感染症のまん延防止と適切
		な医療の提供を図るもの。			
5	事業概要				

1 感染症入院患者医療費負担金等 9,964,816千円

宿泊療養者や自宅療養者の医療費を負担するとともに、療養先決定前の自宅待機者 や自宅療養者に対して生活支援品の配付やパルスオキシメーターの貸与等を行う。

2 感染症患者移送 3,715,185 千円

民間業者からの搬送車両の借り上げや搬送業務委託により、宿泊療養施設に入所する患者や外来受診患者等の移動手段を確保する。

3 軽症者等宿泊療養施設確保事業 27,471,000 千円

家庭内等の感染拡大防止と重症者等に対する医師や病床等の医療資源を確保するため,民間宿泊施設(ホテル)を借り上げ,軽症患者等に対する宿泊療養施設として運営する。

- (1) 宿泊療養施設借上げ等環境整備(施設借り上げ,食事提供,廃棄物処理等)
- (2) 療養者対応業務 (医療従事者の確保,事務局従事者の確保等)

		ケア付き宿泊療養施設確保費
		(新・宮城の将来ビジョン推
1	事 業 名	進事業名)
		(各課別歳出予算概要事業 感染症発生対策費
		名)
2	当初予算額	1,157,418千円 3 担当課 保健福祉部疾病・感染症対策課
	コツ丁弁帜	1, 137, 418十八 3 担当麻 (TEL:211-2632)
		新型コロナウイルス感染症患者であって、無症状者のうち、介護を要する
4	目 的	者を療養させる施設を設けることにより、患者の適切な隔離態勢の整備及び
		要介護者の良好な療養環境の確保を図るもの。
5	事業概要	

遊休の高齢者福祉施設を借り上げ、新型コロナウイルス感染症患者であって、無症状者のうち、介護を要する者を療養させる施設を設ける。(通常の宿泊療養施設(ホテル)は、要介護高齢者の療養に適さないため。)

○療養者数 43人(宮城県運営:35人,仙台市運営:8人)

○人員体制

(1) 医 師 オンコール

(2) 看護師・介護職 常駐 ※人材派遣会社を活用する。

○宿泊療養施設の確保
 施設運営のための環境整備
 医療従事者の確保
 必要な物品の購入
 県職員の旅費
 位台市が運営する宿泊療養施設の補助
 250,676千円
 7,125千円
 621,323千円
 18,583千円
 511千円

○財源 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)(国庫10/10)

		障害者宿泊療養施設確保費		
		(新・宮城の将来ビジョン推		
1	事 業 名	進事業名)		
		(各課別歳出予算概要事業 感染症発生対策費 名)		
2	当初予算額	保健福祉部疾病・感染症対策課 42,987千円 3 担当課		
	37017异假	42,9871円 3 担当床 (TEL:211-2632)		
		新型コロナウイルス感染症陽性者のうち、軽症者であるが、入院及び宿泊療		
		養施設での支援が困難な障害者を対象とした、派遣介護職員等による宿泊療養		
4	目 的	施設内での介護サービスの提供や、障害福祉施設を借り上げて臨時の宿泊療養		
		施設として運用する等、患者の適切な隔離体制の整備及び障害者の良好な療養		
		環境の確保を図るもの。		
5	事業概要			

1 宿泊療養施設内での派遣介護職員等による介護サービスの提供体制の確保

9,733千円

- ・医師・看護師・介護職員の確保に必要な人件費、旅費等
- ・宿泊療養施設内での介護事故に備えた傷害保険等加入費用
- 2 障害福祉施設を借り上げて臨時の宿泊療養施設の運営に必要な経費 27,450千円
 - 病床用居室確保
 - ・医師・看護師・介護職員の確保に必要な人件費、旅費等
 - · 食事代, 施設內消毒費用等
 - ・借り上げ施設内での介護事故に備えた傷害保険等加入費用
- 3 県で確保する宿泊療養施設等対応に必要な衛生資材の購入等 5,804千円 宿泊療養施設を運用する上で必要な,ガウン等の衛生資材を確保する。

		ワクチン接種体制整備費				
		(新・宮城の将来ビジョン推				
1	事 業 名	進事業名)				
		(各課別歳出予算概要事業 予防接種費等負担金 名)				
				保健福祉部新型コロナワクチ		
2	当初予算額	01 000 7.11	3 担当課	ン		
	37017异假	91,000千円	3 担目除	接種推進室		
				(TEL: 211-2806)		
		新型コロナウイルスワクチ	ン接種を迅速	かつ円滑に実施するための体制		
4	目 的	を整備するもの。				
5	事業概要					

- 1 専門的な相談体制の確保
 - ① 専門的な医療機関の設置 7,800 千円 接種医・かかりつけ医からのワクチン接種後の副反応などに関する専門的な相談 窓口の整備に係る経費。
 - ② 副反応相談コールセンターの設置 80,000 千円 県民からのワクチン接種後の副反応に関する相談等を受け付けるコールセンター の設置に係る経費。
- 2 事務費 3,200 千円 接種体制確保に係る事務経費。

		結婚応援パスポート・子育て	支援パスポート	普及費
1	事 業 名	(新・宮城の将来ビジョン推 進事業名)	結婚・子育 [*]	て応援パスポート事業
		(各課別歳出予算概要事業 名)	次世代育成	支援対策事業費
2	当初予算額	9,625千円	3 担当課	保健福祉部子育て社会推進課
2	コツチ帜	3, 023 1	0 1至三世	(TEL: 211-2528)
	目 的	結婚,妊娠・出産,子育てを	対れ目なく応	援する環境の整備を進めていくた
4		め,「結婚応援パスポート」と	子育て支援	パスポート」の運営及び連携した
4	п ну	プロモーションを行い,民間も	含めた社会全	体で結婚や子育てを応援する機運
		の醸成を図る。		
5	事業概要			

「結婚応援パスポート」及び「子育て支援パスポート」の運営経費

(1) システム維持管理等業務 825千円 「結婚応援パスポート」,「子育て支援パスポート」サイトの維持・管理を行う。

○「結婚応援パスポート」

対象:婚約中のカップル及び結婚してから2年以内の夫婦

(有効期限:入籍日もしくは結婚式の前後から2年間)

内容:パスポート提示により,協賛店舗が独自に設定する割引やサービスが

受けられるもの。

○「子育て支援パスポート」

対象:18歳以下のお子様がいるご家庭及び妊娠中の方がいるご家庭

(有効期限:末子が19歳になる日の前日まで)

内容:パスポート提示により、協賛店舗が独自に設定する割引やサービスが

受けられるもの。

(2) プロモーション業務 8,800千円

制度PRや登録店舗開拓を行うプロモーション業務(地域情報誌や SNS を活用したプロモーションなど)を、「結婚応援パスポート」と「子育て支援パスポート」で一体的に実施する。

		授乳室設置促進費			
	-t- MG 5	(新・宮城の将来ビジョン推	授乳室設置	授乳室設置促進事業	
1	事 業 名	進事業名)			
		(各課別歳出予算概要事業 名)	次世代育成支援対策事業費		
2	当初予算額	42,612千円	3 担当課	保健福祉部子育て社会推進課	
	コか 分 昇 似	42, 012	3 担当床	(TEL: 211-2528)	
		子ども連れでも安心して出	かけやすい環境	竟整備の一環として「置き型授乳	
4	目 的	室」の設置促進のため,設置費	費用を一部助成	し、「どこに行っても授乳に困ら	
		ない」環境づくりを進めていくもの。			
5	事業概要				

部局横断チームである「みやぎ・どこでも授乳室プロジェクト」において、県産材を活用した「置き型授乳室」の製作や県内商業施設等へのモデル設置を実施し、「置き型授乳室」の普及啓発を行ってきたが、県内事業者による「置き型授乳室」設置をより一層促進し、「どこに行っても授乳に困らない」環境づくりを推進するため、「置き型授乳室」の設置費用について、助成を行うもの。

- 1 置き型授乳室 (購入・リース) 補助事業 42,000千円 県内事業者等による「置き型授乳室」設置に係る費用を助成するもの。
 - 一般の置き型授乳室設置

補助率 1/2 (上限 36 万円)

- ・県産材を使用した置き型授乳室設置 補助率 2/3 (上限 48 万円) ※県産材使用の上乗せ補助分 (12 万円) は、みやぎ環境税を活用
- 2 事務費 612千円
 - ・県産材を使用した置き型授乳室の普及促進やモデル設置に伴う保険料など

		少子化対策支援市町村交付金
		(新・宮城の将来ビジョン推 少子化対策市町村支援事業
1	事 業 名	進事業名)
		(各課別歳出予算概要事業 少子化対策事業費
		名) 地域少子化対策重点推進交付金事業費
2	当初予算額	154,000千円 3 担当課 保健福祉部子育て社会推進課
		T 5 4, 0 0 0 1 円 3 担当味 (T E L : 211-2528)
4	目 的	市町村が地域の実状に応じて主体的に取り組む少子化対策事業について支援する
4	п ну	もの。
5	事業概要	
	于不既及	

- 1 少子化対策市町村支援事業 42,000千円(「次世代育成・応援基金」活用事業) 市町村(仙台市を除く)が行う少子化対策事業(国庫対象外)に対する支援
 - (1)対象事業メニュー
 - ①子育て支援サービス等の利用者負担軽減事業
 - ②妊娠・出産・子育てに関する相談体制及び情報発信の充実・強化
 - ③男性の家事・育児参加促進事業
 - ④「孤育て」解消に資する事業
 - ⑤不妊に対する支援事業
 - (2) 補助率1/2 (ただし、①について無償化する場合は2/3)
 - (3) 上限額1市町村あたり3,000千円(ただし①に係る分は含めない。)
 - 2 地域少子化対策重点推進交付金事業 112,000千円(国庫事業) 市町村が行う少子化対策事業についての支援
 - (1) 地域結婚支援重点推進事業(補助率:国2/3~3/4) 若い世代向けのライフデザインセミナーや婚活セミナーの開催など
 - (2) 結婚, 妊娠・出産, 子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業 (補助率:国1/2~2/3)

男性の育休取得と家事・育児参画促進,結婚,妊娠・出産,乳児期を中心とする子育てに 温かい社会づくり・機運醸成の取組など

(3) 結婚新生活支援事業

結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト (新居の家賃,引越費用等)の支援 対象世帯:夫婦共に39歳以下かつ世帯所得500万円未満の新婚世帯)

補助上限額: 夫婦共に 29 歳以下 600 千円, 30~39 歳 300 千円

- ・都道府県主導型市町村連携コース(補助率:国2/3)
- ・一般コース(補助率:国1/2)

1	事業名	地域子ども・子育て支援費 (新・宮城の将来ビジョン推 進事業名)		・子育て支援事業
		(各課別歳出予算概要事業 名)	地域子ども	・子育て支援費
2	当初予算額	3,000,000千円	3 担当課	保健福祉部子育て社会推進課
2	コツ丁弁帜	3, 000, 000	3 1生 3 味	(TEL: 211-2528)
		安心して子どもを生み育て	ることができる	る地域社会の実現を目指し,地域
4	目 的	の子ども・子育て支援の充実	を図るため、市	「町村が実施する「地域子ども・
		子育て支援事業(13事業)」	に対し、県が	補助するもの。
5	事業概要			

1 事業内容

地域子ども・子育て支援事業費 2,999,929千円

(1) 利用者支援事業 62,821千円

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の 情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を 実施するために要する費用の補助

(2) 延長保育事業 189,665千円

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間 において保育所等で引き続き保育を実施するために要する費用に対する補助

- (3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 494千円
 - 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が 支払うべき日用品、文房具の購入や行事への参加費用等への助成に要する費用への 補助
- (4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 9,833千円 新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や 利受助成 (

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成(幼稚園特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配に要する費用に対する補助

- (5) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 1,850,426千円 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、事業 の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与え て、その健全な育成を図るために必要な費用に対する補助
- (6) 子育て短期支援事業 2,388千円

母子家庭等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助(ショートステイ)事業、夜間養護等(トワイライトステイ)事業を実施す

るために必要な費用に対する補助

(7) 乳児家庭全戸訪問事業 28,272千円 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うために要する費用への補助

(8)養育支援訪問事業 19,082千円

乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に 必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育 に関する相談支援や育児・家事援助などを行うために要する費用への補助

(9)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 6,605千円 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図る ため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワ ーク機関間の連携強化を図る取組を実施するために要する費用に対する補助

(10) 地域子育て支援拠点事業 406,354千円

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大 等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行うために要 する費用に対する補助

(11) 一時預かり事業 337,461千円 家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児について、保育所、幼稚園等の場所で一時的に預かり、必要な保護を行うために要する費用への補助

(12) 病児保育事業 61,769千円 病気の児童について,病院・保育所等に付設された専用スペース等において,看護師等が一時的に保育等を行うために必要な費用への補助

- (13) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) 24,759千円 乳幼児や小学生等の児童を有する子育で中の労働者や主婦等を会員として,児童 の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡,調整を行うために必要な費用に対する補助
- 2 根拠法令 子ども・子育て支援法 第67条第3項
- 3 補助率 国1/3, 県1/3, 市町村1/3
 - ※(1)利用者支援事業 国2/3,県1/6,市町村1/6
 - ※(4)多様な事業者の参入促進・能力活用事業の多子世帯保育料負担軽減支援 国1/2,県1/4,市町村1/4
- 4 事務費 71千円

		若い世代への少子化対策強化	費	
1	事 業 名	(新・宮城の将来ビジョン推 進事業名)	: 若い世代への	の少子化対策強化事業
		(各課別歳出予算概要事業 名)	結婚支援事	業費
2	当初予算額	42,644千円	3 担当課	保健福祉部子育て社会推進課
	二份 7 开版	12, 011 1	0 1271	(TEL: 211-2528)
		少子化の一因である未婚化	・晩婚化に対応	でするため、結婚を希望する若い
4	目 的	世代の出会いの機会の拡大を	図るとともに,	高校生・大学生向けに、妊娠・
		不妊・出産・子育てに対する	正しい知識の音	普及・啓発を行うもの。
5	事業概要			

1 結婚支援事業 34,628千円

令和3年9月から開設した「みやぎ結婚支援センター (みやマリ!)」の運営とともに、結婚希望者のマッチング支援や出会いの機会づくりを目的としたイベントを開催するほか、AIマッチングシステムを活用したマッチング支援を行い、結婚を希望する若い世代の出会いの機会増加を図るもの。

- (1) 結婚相談及びマッチング支援業務
- (2) 出張(臨時) 相談・登録会業務
- (3) 婚活交流イベント業務
- (4) 結婚支援ポータルサイトの運営・管理
- (5) 会員向けセミナー業務
- (6) A I マッチングシステム運用・保守



2 ライフプラン形成支援事業 6,311千円

高校生・大学生を対象としたセミナーの開催や啓発冊子の配布を通じ、早い時期から 妊娠・不妊・出産・子育てに対する正しい知識を身に付け、結婚や子育てに対する不安 の軽減や前向きなライフプランの形成を支援する。

3 事務費等 1,705千円

		子どもの貧困対策推進費			
		(新・宮城の将来ビジョン推	: - 子どもの谷[困対策推進事業	
1	事 業 名	進事業名)	1000年	四八水压定事未	
		(各課別歳出予算概要事業	: 子どもの昝[因対策推進費 の対策推進費	
		名)	,		
2	当初予算額	63,891千円	3 担当課	保健福祉部子育て社会推進課	
	コツノ弁帜	00, 001	0 1==1 HV	(TEL: 211-2528)	
		市町村が行う子どもの貧困	対策事業や「子	ども食堂ネットワーク」の活動	
4	目 的	に対する支援等により,地域の	のニーズや資源	に応じた子どもの貧困対策を推	
		進するもの。			
5	事業概要				

- 1 子どもの貧困対策市町村支援事業 3,971千円 地域の実情に応じて市町村が行う取組(活動団体助成等)へ補助を行う。 補助率:1/2(上限1,000千円)※仙台市は除く
- 2 子どもの貧困対策広報事業 2,000千円 検索エンジンや SNS 上の広告を活用し、子どもの貧困対策の啓発や県の取組紹介、 ふるさと納税等の制度 P R を行う。
- 3 子どもの居場所づくり活動団体ネットワーク事業 8,100千円 令和2年度に構築した「みやぎこども食堂ネットワーク」を通じて、①情報発信、 ②子ども食堂の立ち上げ支援・体制強化支援、③寄附物品の保管及び配送支援を行う。
- 4 子どもの貧困対策担当者研修会 316千円 市町村子どもの貧困対策計画の策定を促進するため、担当者を対象とした研修会を 開催する。
- 5 子どもの居場所支援臨時特例事業 43,908千円【新規】 家庭や学校に居場所がない学齢期以降の子どもに対し、子どもの居場所に関する総 合的な支援を実施する市町村に補助金を交付する。

補助率: 国1/2, 県1/4, 市町村1/4

6 低所得者世帯等の一時預かり利用者負担軽減事業 5,596千円【新規】 低所得者世帯等の児童が一時預かり事業による支援を受けた場合における,当該児 童の保護者が支払うべき利用者負担額に対して,その一部を補助する。

補助率:国1/3,県1/3,市町村1/3

		待機児童解消推進費			
1	事業名	(新・宮城の将来ビジョン推 待機児童解消推進事業 進事業名)			
		(各課別歳出予算概要事業 待機児童解消推進費			
2	当初予算額	302,851千円 3 担当課 保健福祉部子育て社会推進課			
	コ7/7 1 37 413	(TEL: 211-2529)			
		保育所等の待機児童ゼロを目指し、市町村が行う保育所整備等に対して補			
4	目 的	助を行うほか、各種待機児童解消施策を効果的・効率的に推進し、県内にお			
		ける保育所等の待機児童の解消を図る。			
5	事業概要				

- 1 事業内容
- (1)保育所等整備支援 85,000千円

①民間保育所整備支援に対する助成

(対象:1施設,補助率:県1/2,市町村1/4,事業者1/4)

- (2) 子育て安心プラン強化事業 37,821千円
 - ① 認可外保育施設が認可化するための調査費及び移転費補助 (対象:1施設,補助率:国1/2,県1/4,市町村1/4)
 - ② 医療的ケア児保育支援事業

(対象:5施設,補助率:国2/3,県1/6,市町村1/6※政令市除く)

- (3) 保育施設整備緊急加速化事業 180,000千円 民間事業者による保育所及び事業所内保育施設の整備への補助
 - ① 沿岸部被災地復興型:沿岸部被災地における保育施設の整備への補助 (対象8施設,補助率:県3/4,事業者1/4)
 - ② 県内における保育施設の整備への補助 (対象2施設,補助率:県1/2,事業者1/2)
- (4) 事務費 30千円

		出産・子育て応援交付金				
		(新・宮城の将来ビジョン推進				
1	事 業 名	事業名)		_		
		(各課別歳出予算概要事業名)	出産・子	育て応援交付金事業費	
					保健福祉部子育て社会推進課	
2	当初予算額	207,000千円	3	担当課	(TEL: 211-2581)	
					保健福祉部子ども・家庭支援課	
					(TEL: 211-2633)	
		全ての妊婦・子育て家庭が	安心	して出産・	子育てができるよう, 妊娠期か	
4	目 的	ら出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要				
4	н ну	な支援につなぐ伴走型相談支	援と	経済的支援	爰の出産・子育て応援給付金事業	
		を一体的に実施するもの。				
5	事業概要					

- 1 出産・子育で応援交付金給付費 125,000千円
- (1) 市町村が実施する「出産・子育て応援ギフト事業」の経費の一部を県が補助
 - ①出産応援ギフト(5万円):妊娠届出時の面談実施後に給付
 - ②子育て応援ギフト (5万円): 出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間の面談実 施後に給付
- (2) 負担割合

国 2/3, 県 1/6, 市町村 1/6

- 2 出産・子育て応援交付金事務費 82,000千円
- (1) 市町村が実施する「伴走型相談支援事業」の経費の一部を県が補助 伴走型相談支援事業…①妊娠届出時,②妊娠8カ月前後,③出生届出から乳児家庭 全戸訪問までの間の計3回,出産・育児等の見通しを立てるため,妊婦や産婦と面 談等を実施するもの。
- (2) 負担割合

国1/2, 県1/4, 市町村1/4

※R5 当初予算では、R5.10 から R6.3 までの事業費を計上(R5.4~R5.9 までの事業費は、R4.2 月補正で計上済み)。

		ヤングケアラー支援体制整備	費	
	(新・宮城の将来ビジョン推			
1	事 業 名	進事業名)		
		(各課別歳出予算概要事業 名)	次世代育成	支援対策事業費
2	当初予算額	13,385千円	3 担当課	保健福祉部子ども・家庭支援課
	コツノ弁帜	13, 363 1	3 追当床	(TEL: 211-2531)
		ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を抱		
4	目 的	えることで、本人の育ちや教	育に影響を与え	えるなどの課題があることから、
		機関連携による支援体制の構築を図るもの。		
5	事業概要			

(1)関係機関職員研修の実施 903 千円

ヤングケアラーに気づき,支援する体制を構築するため,市町村や関係機関の職員を対象とした研修会を実施する。

(2) 専門家派遣の実施 2,652 千円

市町村等に社会福祉士等の専門家(ヤングケアラー・コーディネーター)を派遣 し、助言等を行う。

(3) 民間団体と連携した相談支援等の実施 9,830 千円

ヤングケアラーやその保護者を対象にした相談対応やヤングケアラー同士が悩み や経験を共有し合うサロン等を実施する民間団体の活動経費を助成する。

		児童虐待対策費 (新・宮城の将来ビジョン推		
1	事 業 名	進事業名)	児童虐待防」	止強化事業
		(各課別歳出予算概要事業 名)	児童虐待対策	策費
2	当初予算額	146,462千円	3 担当課	保健福祉部子ども・家庭支援課
	コ切り弁領	140, 40211	3 担目除	(TEL: 211-2531)
		増加を続け、より複雑化・液	架刻化している	5児童虐待を防止するため, 関係
4	目 的	機関との連携強化及び児童相	談所の体制強化	とを図るとともに,職員の専門性
		の向上等を図る。		
5	事業概要			

(1) 市町村との連携強化事業 10,378 千円

市町村に援助技術等の支援を行う児相OBや保健師OBなどを児童相談所に配置する。

(2) 児童の安全確認等のための体制強化事業 12,705 千円

児童虐待通告・相談の受付,児童記録の整理等を行う対応員を児童相談所に配置する。

(3) スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 1,636 千円

外部からスーパーバイザーを招き,複雑な児童虐待のケース等に対して専門的・技術的な助言・指導を受ける。

児童の一時保護や施設入所措置をするに当たり,児童の意見を聴取するための仕組み等を検討するため,「子どもの権利擁護推進」のための検討会を実施する。

(4) 専門性強化事業 6,540 千円

児童相談所の職員を児童虐待対策の研修を主催または研修に参加し,専門性の強 化を図る。

(5) 未成年後見人支援事業 2,020 千円

親を亡くした子などの未成年後見人の報酬や損害賠償保険料を補助し、未成年後 見人の確保を図る。

(6) 児童虐待防止のための広報啓発等事業 1,300 千円

児童虐待防止啓発資材の作成・配布等により、児童虐待の予防や早期発見を図る。

(7) 児童相談所共通ダイヤル受付事務委託事業 6,500 千円

夜間休日の児童相談所共通ダイヤルの受付業務を民間団体に委託し、児童の安全 確保の一層の充実を図る。

(8) 一時保護機能強化事業 7,825 千円

一時保護所に学習指導員を配置し、入所児童の学習環境の充実を図る。

(9)児童相談所第三者評価の実施 1,400千円

児童相談所等の業務の第三者評価を行い、業務の質の評価・改善を図る。

(10) 医療機関連携体制強化事業 876 千円

地域の法医学医等を招き、困難ケース等に対して専門的・技術的助言を受ける。

(11) 児童虐待を防止するための SNS 相談の実施 25,000 千円

子ども・子育て世帯などを対象としたLINE相談窓口を設置し、子育ての不安解消、子育て世帯・子どもの孤立、児童虐待の防止等を図る。

(12) 児童養護施設等体制強化事業 36,720 千円

児童養護施設等に対し補助職員の雇上費を補助し,人材不足の解消と体制の強化 を図る。

(13) 要保護児童対策地域協議会機能強化事業 803 千円

市町村の要保護児童対策地域協議会の構成機関等を対象とした研修会を開催し, 要対協の機能強化を支援する。

(14) 中高生を対象とした児童虐待防止講座の実施 226 千円

中高生を対象に体罰によらない子育てや児童虐待が子どもに与える影響等について講義・演習を行い、児童虐待防止を図る。

(15) 児童養護施設入所児童等の権利擁護推進事業 (アドボカシー) 6,996 千円 児童養護施設等の入所児童から意見を聴く意見表明支援員 (アドボケイト) の育

成及び施設等への支援員の派遣を通じて入所児童の権利擁護の取組を推進する。

(16) 児童相談所情報管理システムの運用 15,114 千円

児童相談所情報管理システムを一部改修し,更なる児童相談所の業務の効率化, 業務負担の軽減を図る。

(17) 児童福祉司等専門職採用活動支援 256 千円

児童福祉分野の大学や専門学校等での講義や実習の受け入れを行い、専門職員の 確保に繋げる。

(18) 新たな子育で家庭支援基盤整備事業 10,167 千円

市町村における母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業等の新たな子育 て支援の基盤整備費を助成する。

		乳幼児医療助成費
1	事 業 名	(新・宮城の将来ビジョン推 乳幼児医療助成費 進事業名)
		(各課別歳出予算概要事業 乳幼児医療助成費 名)
2	当初予算額	1,400,001円 3 担当課 保健福祉部子ども・家庭支援課(TEL:211-2532)
4	目 的	乳幼児の医療費に係る経済的負担を軽減し、適切な受診機会を確保することにより児童の健全育成に努める。
5	事業概要	

(1) 補助内容

市町村が行う子ども医療費助成事業に要する費用及び審査・支払業務委託費について補助金を交付する。

(2) 補助対象年齢

入院:義務教育就学前(0~6歳年度末)まで

通院:義務教育就学前(0~6歳年度末)まで

※ 所得制限 あり

※ 一部負担額 なし

(3) 県補助率

1/2

		妊産婦総合対策費		
		(新・宮城の将来ビジョン推	_	
1	事 業 名	進事業名)		
		(各課別歳出予算概要事業 名)	周産期医療	対策事業費
2	当初予算額	11,000千円	3 担当課	保健福祉部子ども・家庭支援課
	コ切り弁領	11, 0001	3 担目除	(TEL: 211-2633)
		新型コロナウイルスの感染	に不安を抱える	5妊婦に対して,出産前に新型コ
4	目 的	ロナウイルス検査を実施し、	不安軽減を図る	5もの。
5	事業概要			

不安を抱える妊婦への出産前新型コロナウイルス検査事業 11,000 千円

新型コロナウイルスの感染に不安を抱える妊婦が新型コロナウイルス検査を希望する場合に、出産前に1回限り無料で検査を実施するもの。

(対象者:検査を希望する妊娠36週から38週頃の妊婦)

		不妊検査費用助成費
1	事業名	(新・宮城の将来ビジョン推 本妊検査費用助成事業 進事業名)
		(各課別歳出予算概要事業 周産期医療対策事業費
2	当初予算額	37,000千円 3 担当課 保健福祉部子ども・家庭支援課
2	コツ丁弁帜	(TEL:211-2633)
		不妊検査費用の一部を助成し,不妊を心配する夫婦や子どもを望む夫婦の
4	目 的	早期の不妊検査受診を促進するもの。
5	事業概要	

不妊検査費用助成事業

(1) 対象者

不妊を心配する夫婦や子どもを望む夫婦で、検査開始日における妻の年齢が 43歳未満である夫婦。

(2) 対象となる検査

医師が不妊症の診断のために必要と認めた検査で、検査開始日から1年以内 に受けた検査。

(3) 助成金額及び助成回数

助成金額 上限2万円

助成回数 1組の夫婦につき1回限り

(4) 事業主体

宮城県

		ひきこもり対策推進費		
		(新・宮城の将来ビジョン推	ひきこもり	支援推進事業
1	事 業 名	進事業名)	0000)	人 協压 是 争 未
		(各課別歳出予算概要事業	ひきこもりタ	対策費
		名)		
2	当初予算額	37,441千円	3 担当課	保健福祉部精神保健推進室
	コツ丁弄帆	37, 441	3 追当味	(TEL: 211-2543)
		ひきこもり対策を推進するた	こめの体制を鏨	修備し, ひきこもりの状態にある
4	目 的	本人、家族等を支援することに	こより,本人の)自立を促進し、本人、家族等の
		福祉の増進を図るもの。		
5	事業概要			

- 1 各保健福祉事務所の専門相談 2,341千円
 - 各保健福祉事務所において,精神科医及び精神保健福祉士等の相談員による専門相談 の体制を整備し、関係機関との連携を図る。
- 2 ひきこもり地域支援センター事業 15,356千円

ひきこもり対策を推進するため、保健福祉事務所、市町村及び関係機関・団体との連携による相談支援、ひきこもりに関する情報の提供、支援者の育成並びに支援体制を整備することにより、ひきこもり本人の自立の推進、本人及び家族等の福祉の増進を図る。

3 ひきこもり居場所支援モデル事業 19,744千円

居場所設置により、本人の社会参加や孤立防止を図るとともに、より住民に身近な市町村での実施を促す。また、実際に居場所に行くことが困難な当事者向けに、オンライン上の居場所を設置する。

		医療的ケア等体制整備推進費		
		(新・宮城の将来ビジョン推	医療的をマ!	日於士禄伏知敢供张汝東光
1	事 業 名	進事業名)	医療的ケア児等支援体制整備推進事業	
		(各課別歳出予算概要事業	萨 安拉利 拉	九十松曲
		名)	障害福祉施設	汉又 拨賀
	V/ 大口 マ. 答 佐	4.1 1.05 7.11	o +u \/ ≅=	保健福祉部精神保健推進室
2	当初予算額	41,195千円	3 担当課	(TEL: 211-2543)
		在宅で生活する重症心身障害児者など, 医療的ケア等を必要とする障害児者		
4	目 的	やその家族 (医療的ケア児等)	が, 身近な地	域で充実した支援が受けられる体
		制を整備するもの。		
5	事業概要			

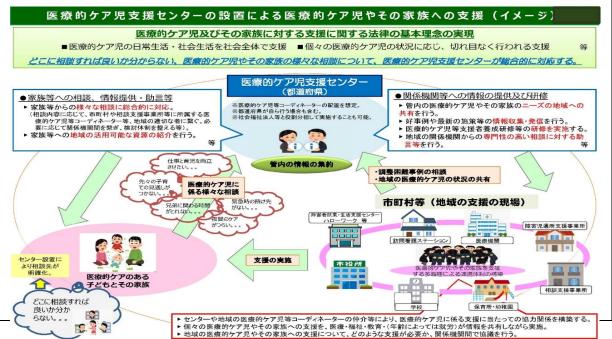
5 事業概要

- 1 協議の場の設置 373千円
- 2 医療型短期入所モデル事業 4,063千円
- 3 医療的ケア児等コーディネーター配置事業 5,270千円
- 4 医療的ケア児等相談支援センター運営事業 31,489千円 県が設置・運営(委託)し、仙台市を含む県内全域を対象とし、医療的ケア児等が適切な支援を受けることができる体制を整備するもの。
- (1) 配置職員 常 勤:看護師1名,理学療法士1名,社会福祉士1名 (全員が相談支援専門員の有資格者,医療的ケア児等コーディ ネーター養成研修修了者)

医師等を専門職アドバイザーとして委嘱

(2)業務内容

- ①専門的な相談支援 ②関係機関等への情報提供及び研修 ③関係機関との連絡調整
- ④医療的ケア児等支援に係る調査等 ⑤その他関連業務



		障害者差別のない共生社会推進費		
1	事 業 名	(新・宮城の将来ビジョン推 進事業名)	障害者差別のない共生社会推進事業	
		(各課別歳出予算概要事業 名)	i 障害者差別(のない共生社会推進事業費
2	当初予算額	17,000千円	3 担当課	保健福祉部障害福祉課
	コツノ弁帜	17, 000 1	3 追回床	(TEL: 211-2538)
		令和3年4月に施行された「障害を理由とする差別を解消し障害のある		:する差別を解消し障害のある人
4	目 的	もない人も共生する社会づく	り条例」を契機	として、障害者差別の解消に向
		けた普及啓発事業と情報保障に取り組むもの。		\mathcal{O}_{\circ}
5	事業概要			

1 障害者差別解消についての普及啓発事業

【16,000千円】

障害を理由とする差別は、障害や障害者に対する理解不足が原因であると考えられることから、啓発用リーフレットによる普及啓発を行うとともに、県民や事業者が自ら差別の解消に取り組む機会の創出も並行して行う。

- (1) 障害者差別等に関する理解の普及・啓発事業 県民及び事業者向けにリーフレットを活用した普及啓発を行う。
- (2) 環境整備モデル事業

障害者に配慮した環境整備を行う事業者を支援し、優れた取組をモデル的な取組と して県民や事業者に広く情報発信する。

(3) スマホで助け合いサービス実証事業 スマートフォン用アプリの「手助けマッチング機能」を活用し、「手助けを必要と する人」と「手助けしたい人」との相互理解を促す。

2 地域における読書バリアフリー体制強化事業

【1,000千円】

自ら情報を入手することが困難な視覚障害者を対象に、読書バリアフリー法の施行を 踏まえ、地域の公立図書館と連携し、視覚障害者の利用に適した情報機器の普及とサピ 工図書館(全国規模の電子図書サービス)の利用を促進する。

- (1) 体験機会の創出
 - 視覚障害者向け情報機器・サピエの利用体験、相談会を各地域で開催する。
- (2)情報発信の強化

公立図書館を対象とした視覚障害者向けサービス講習を実施する。

		障害者アート作品を通じた相互理解促進費			
1	事業名	(新・宮城の将来ビジョン推 進事業名)	障害者アート作品を通じた相互理解促進事		
		(各課別歳出予算概要事業 名)	障害者差別の	ない共生社会推進事業費	
2	当初予算額	10,000千円	3 担当課	保健福祉部障害福祉課 (TEL: 211-2538)	
4	目 的	障害者が様々な分野でその能力を発揮し活躍する機会を確保するとともに、県民と障害者が交流する機会を創出することにより、相互理解を促進し 共生社会づくりを推進するもの。			
5	事業概要				

障害者アート作品のフォーラムや展示会等の開催を通じて、県民と障害者が交流する機会を創出するとともに、県民が障害者アート作品に触れる機会を創出し、相互理解の促進を図るもの。

<事業内容>

障害者アートをテーマとした県民交流イベントの開催

- ・ フォーラム (講演, パネルディスカッション等)
- ・ 障害者アート作品の展示会

		働く障害者のための官民応援共生社会推進費		
		(新・宮城の将来ビジョン推	働く障害者	の官民応援による共生社会推進
1	事 業 名	進事業名)	事業	
		(各課別歳出予算概要事業	障害者就労	継続支援事業所地域活動支援事
		名)	業費	
2	当初予算額	4,285千円	3 担当課	保健福祉部障害福祉課
	コツノ弁帜	4, 200111	3 追当床	(TEL: 211-2541)
		障害者の経済的自立と社会参	参加による共生	E社会を推進するため, 県内企業
4	目 的	等との応援体制を構築し、働く	障害者への理	解促進とともに受注機会の拡大
		を図るもの。		
5	事業概要			

令和4年6月,県内の障害者就労継続支援事業所の生産活動機会を確保するため,趣旨に賛同する県内21企業・団体で「みやぎの福祉的就労施設で働く障害者官民応援団」を結成。参加企業等からの受注機会の確保及び事業所商品の販売機会の確保等への協力を得て,地域に根ざした継続的かつ安定的な受注体制の整備を図る。

【主な活動内容】

- ・共同受注窓口と連携し、参加企業等との具体的取組を計画的に実施
 - 例)清掃・除草等請負業務の発注への協力

障害者アートを活用したノベルティグッズ開発・発注への協力

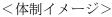
事業所商品の販売機会の確保への協力(従業員向けカタログ販売,構内での商品 販売会)

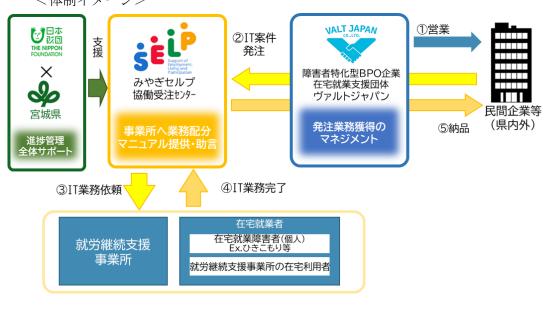
- ・賛同企業・団体の募集・登録
- ・活動報告会の開催 等

	事業名	IT市場での精神障害者等就労促進費			
1		(新・宮城の将来ビジョン推 進事業名)	IT市場で	IT市場での精神障害者等就労促進事業	
	事業名	(各課別歳出予算概要事業			
		(名)	業費		
2	当初予算額	4,400千円	3 担当課	保健福祉部障害福祉課	
	コル1 弁帜	4, 400 1	0 1 2 1 1W	(TEL: 211-2541)	
		増加する精神障害者等の社会	会参加を促進す	するため、障害特性に適応しやす	
4	目 的	い I T関連業務分野での受注的	体制を整備し,	就労継続支援事業所利用者及び	
		在宅就業者の就労機会を創出す	する。		
5	事業概要				

日本財団と連携し、県内唯一の共同受注窓口「みやぎセルプ協働受注センター」に事業費を補助(みやぎセルプは、障害者特化型 BPO 企業・在宅就業支援団体である「VALT JAPAN」と連携)し、IT関連業務の受注開拓、就労継続支援事業所の利用者及び在宅就業希望者へ業務提供と業務サポートを実施することで、就労機会創出を図る。

- (1) I T業務受注拡大支援
 - I T関連業務受注獲得のための営業活動
 - ・事業所等へ配分した業務の品質管理等のマネジメント
- (2) 在宅就業者社会参加支援
 - ・在宅就業者とのネットワーク構築、潜在的な在宅就業希望者の掘り起こし
 - ・在宅就業者への業務提供・サポート



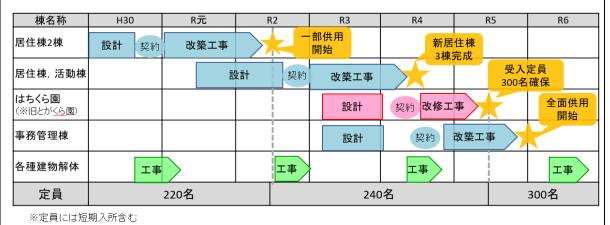


	事業名	船形の郷建替整備費		
1		(新・宮城の将来ビジョン推進事業	_	
	尹 未 石	名)		
		(各課別歳出予算概要事業名)	船形の郷整	備費
2	当初予算額	1,989,755千円	3 担当課	保健福祉部障害福祉課
	二份 7 开版	1, 500, 100, 11	0 177	(TEL: 211-2544)
		施設・設備の老朽化や入所者の高齢	化・障害重度	化に伴い, 利用者の生活
1	目 的	の質の向上と安心して生活出来る場を	を確保し、本具	県の障害者支援の拠点と
4	目 的	しての機能を備えた施設とするため、	令和6年度	の全面供用開始に向けて
		建替工事を行うもの。		
5	事業概要			

令和6年4月に全面供用開始を予定する船形の郷について,はちくら園の大規模改修及 び事務管理棟の改築工事を実施するとともに,旧かまくら園の解体設計と土砂警戒区域指 定解除を目的とする北東側の法面対応工事を実施するもの。

事務管理棟改築工事	846,015 千円
はちくら園(旧とがくら園)改修工事	617,940 千円
公用車庫・作業棟改築工事	101,651 千円
工事監理業務委託	23,394 千円
旧かまくら園等解体設計	2,863 千円
事務管理棟等単年度改修工事	153,086 千円
引越経費・事務費等	102,664 千円
法面対応工事費・事務費	142, 142 千円

全体スケジュール



		発達障害児者総合支援費		
		(新・宮城の将来ビジョン推	発達障害児者総合支援事業	
1	事 業 名	進事業名)	九是平百九	口心口入1次于人
		(各課別歳出予算概要事業名)	発達障害者支援促進費	
		和)		
2	当初予算額	122,228千円	3 担当課	保健福祉部精神保健推進室
	コ(1) 1 升(1)	別	0 177 11/4	(TEL: 211-2543)
		発達障害児者及びその家族だ	がライフステー	-ジに応じて, 身近な地域で支援
4	目 的	を受けられる体制を整備する	もの。	
5	事業概要			

1 発達障害者支援センター運営事業 22,369千円

発達障害者支援センター「えくぼ」及び子ども総合センター内に設置する「県直営センター」において、圏域に配置する発達障害者地域支援マネジャー等と連携し、地域の支援者等への支援及び研修機会の提供などを通じて、支援体制の充実を図る。

- 2 発達障害者地域支援マネジャー配置事業 57,654千円 各圏域に専門職を発達障害者地域支援マネジャーとして配置し、市町村等の身近な支援者を支援し、圏域における支援体制を構築する。
- 3 障害児等療育支援事業 30,400千円各圏域に障害児等療育支援事業所を設置し、身近な地域での相談、療育支援を実施。
- 4 発達障害者支援推進会議 193千円 医療,保健,福祉,教育,就労等の関係機関及び有識者による施策検討の場を設置。
- 5 発達障害者家族支援事業 2,725千円

家族が地域で発達障害について学び、また、家族や当事者同士の交流機会を持てる体制づくりを推進する。各圏域において、ペアレント・プログラム等の普及や先輩保護者であるペアレント・メンターを活用した家族支援、ピアサポート等の当事者会運営の支援を実施。

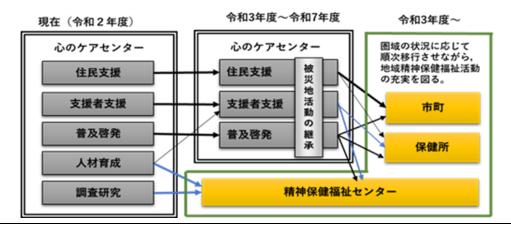
6 発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業 8,887千円 東北大学病院を拠点病院に位置付け、発達障害の専門医の養成や、専門的医療機関の ネットワーク構築、地域のかかりつけ医を対象とした発達障害の対応力向上研修を実 施。

	事 業 名	心のケアセンター運営支援費			
1		(新・宮城の将来ビジョン推進 心のケアセンター運営事業 事業名)			
		(各課別歳出予算概要事業名) 心のケアセンター運営費			
2	少知子管痴	223,334千円 3 担当課 保健福祉部精神保健推進室			
	当初予算額	2 2 3, 3 3 4 下 3 担当課 (TEL:211-2518)			
		東日本大震災による被災者の心的外傷後ストレス障害 (PTSD), うつ病, アル			
	目 的	コール関連問題、自死等様々な心の問題への対応とともに、被災精神障害者の			
1		地域生活を支援するため、心のケアの拠点となる「みやぎ心のケアセンター」			
4	口 ロソ	を運営する。			
		みやぎ心のケアセンターから地域精神保健福祉活動への移行に向け、支援者			
		の技術向上を図りながら体制整備を行う。			

5 事業概要

「みやぎ心のケアセンター」への運営費補助を行うもの

- (1) 運営主体 公益社団法人宮城県精神保健福祉協会
- (2) 設置場所 平成23年度に基幹センターを仙台市内に設置 平成24年度に地域センターを石巻, 気仙沼市内に設置
- (3)職 員 精神科医、心理職、精神保健福祉士、保健師等の専門職を配置
- (4) 事業内容
 - ①住民支援:切れ目のない住民支援を継続し、心のケアに関する専門職員として、市町 及び保健所と連携しながら訪問・相談等を行う。
 - ②支援者支援:人材育成の視点を含めた個別事例へのスーパーバイズ(事例検討)や同行訪問等による技術支援を継続するとともに、市町及び保健所の地域精神保健福祉活動の移行に向けた助言・協力を行う。
 - ③普及啓発:地域のメンタルヘルス向上,重症化予防に向けた住民への普及啓発活動を 市町及び保健所と連携して実施する。
- (5) みやぎ心のケアセンターの業務移行のイメージ



4 主要な計画の概要

主要な計画一覧

				T	, ,
No.	計画の名称・概要	策定 時期	計画 期間	担当課室	頁
	宮城県地域福祉支援計画(第4期)	D0 0	R3	사 스 등 시 - 	75
1	住民主体による地域福祉を推進することを目的として策定したもの。	R3.3	~R7	社会福祉課	75
	宮城県再犯防止推進計画	500	R2	社会福祉課	
2	本県における再犯防止推進の基本方針と施策の方向性を定めた計画。	R2.3	~R6		75
	第7次宮城県地域医療計画		H30		
3	県民の医療に対する安心と信頼を確保し、良質な医療が適切に 提供される医療提供体制の確立を目的として策定したもの。	H30.4	~R5	医療政策課	75
	第8期みやぎ高齢者元気プラン		R3	長寿社会	
4	高齢者福祉施策の基本的な方向性を示したもの。	R3.3	~R5	政策課	76
	第 2 次みやぎ 21 健康プラン		H25		
5	総合的な健康づくりの指針として策定したもの。		~R5	健康推進課 	76
	第4期宮城県食育推進プラン		R3		
6	宮城の特性を生かした食育を総合的かつ計画的に推進するために策定したもの。	R3.3	~R7	健康推進課	76
	第 3 期宮城県がん対策推進計画		H30		
7	がん患者に対するがん医療の提供状況等を踏まえ, がん対策 の総合的かつ計画的な推進を図るため策定したもの。	H30.3	~R5	健康推進課	77
	第2期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画		H30		
8	県民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的 に推進するために策定したもの。	H30.3	~R5	健康推進課	77
	宮城県循環器病対策推進計画		R4	ht -t- 1// 2// -m	
9	循環器病対策の方向性を示し、更に推進するために策定したもの。	R4.3	~R5	健康推進課	77
	感染症の予防のための施策の実施に関する計画(宮城県感染 症予防計画)		R元	疾病•感染症	
10	感染症の予防のための施策の実施に関する計画を定めるため 策定したもの。	R 元.5	~R5	対策課	77
	宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画			疾病・感染症	
11	新型インフルエンザ等の発生予防やまん延防止などに係る各種対策を講じることを目的に策定したもの。	H26.3	_	対策課	78
	みやぎ子ども・子育て幸福計画(R2 年度~R6 年度)				
12	次世代育成支援対策及び少子化対策を推進するための計画	R2.3	R2 ∼R6	子育て社会 推進課	78
L		l		l	1

	宮城県子どもの貧困対策計画				
13	古城朱丁ともの負色対象計画	R3.3	R3	子育て社会	78
	子どもの貧困対策を総合的に推進するための計画	110.0	∼ R7	推進課	70
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援等に関する基本計画(第6次)		D2	フじもっ宝点	
14	配偶者からの暴力等(DV)の防止に努め、被害者の自立支援を 促進するために策定したもの。	R3.3	R3 ∼R7	子ども・家庭 支援課	79
	第Ⅳ期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画				
15	ひとり親が安心して子育てできる環境づくりを推進し、ひとり親 家庭及び寡婦の生活の安定と自立促進を図るために策定した もの。	R2.3	R2 ∼R6	子ども・家庭 支援課	79
	宮城県社会的養育推進計画		R2	子ども・家庭	
16	要保護児童の保護,養育,自立支援,権利擁護など社会的養育施策の推進を図ることを目的とした計画		~R11	支援課	79
	みやぎ障害者プラン		H30		
17	本県の障害者施策を進めていくための指針となる計画	H30.3	~R5	障害福祉課	80
	宮城県障害福祉計画(第6期障害福祉計画·第2期障害児福祉計画)		R3		
18	障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の確保に関 する計画	R3.3	~R5	障害福祉課	80
	第四期宮城県工賃向上支援計画		R3		
19	本県の就労継続支援事業所における工賃向上支援の方向性と 具体的な取組を示すもの。	R3.	~R5	障害福祉課	81
	宮城県自死対策計画		H30	精神保健	
20	本県の総合的な自死対策の方向性と具体的な取組を示すも の。	H30.12	~R8	推進室	81
21	宮城県アルコール健康障害対策推進計画	H31.3	R 元	精神保健	82
21	本県の総合的なアルコール健康障害対策の方向性と具体的な取組を示すもの。	1101.0	~R5	推進室	UZ
	宮城県薬物乱用対策推進計画(第5期)		R元		
22	本県における薬物乱用対策の総合的な目標と施策の方向性を 定めた計画。	H31.3	~R5	薬務課	82

計画の名称	宮城県地域福祉支援計画(第4期)				
趣旨	地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し,世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで,住民一人ひとりの暮らしと生きがい,地域を共につくっていく「地域共生社会の実現」を推進				
基本理念	すべての県民が共に支え合い,安心していきいきと暮らせる地域共生社会の形 成				
具体的な取組	1 地域共生社会実現のための体制整備 2 地域福祉活動の推進 3 地域福祉活動を担う多様な担い手づくり 4 福祉サービスの質の向上 5 災害や感染症への対応 6 東日本大震災の被災者支援				
計画期間	R3 年度~ 掲 載 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syahuku/				
担 当 課 室	社会福祉課 電 話 022-211-2519				

計画の名称	宮城県再犯防止推進計画					
	犯罪をした者等が社会において孤立することなく,社会を構成する一員として復					
趣旨	帰し地域に定着できるように支援し再犯を防止するとともに、県民が犯罪被害を					
	受けることなく安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すもの					
	1 地域の状況や社会情勢等に応じ、効果的な支援の実施					
基本理念	2 再犯防止等に関する取組への県民の理解と関心の醸成					
	3 国及び市町村, 民間団体等との緊密な連携					
	1 就労の確保に関する支援					
	2 住居の確保に関する支援					
	3 福祉サービスの提供による支援					
具体的な取組	4 薬物依存を有する者への支援					
	5 犯罪をした者等の特性に応じた再犯等の防止策に関する支援					
	6 非行少年等に対する改善更生、非行防止等に関する支援					
	7 国及び市町村、民間団体等との連携による支援					
 計画期間	R2 年度~ 掲載 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syahuku/					
	R6 年度 URL RCDS.//www.pref.miyagi.jp/sosniki/syanuku/					
担当課室	社会福祉課 電 話 022-211-2516					

=1 -			TL	<i>/</i> / <i>/</i> − 3 <i>/</i> − 1 <i>/</i>		==1=	-		
計画	\bullet σ) 名	称	第7次宮城	第7次宮城県地域医療計画				
				医療法(昭	和 23 年法律	聿第	205 号)第 30 ई	条の4第1項の規定に基づく,県にお	
+15-0			ь.	ける医療提供	は体制の確保	呆を図	図るための計画	」として, また, 高齢者の医療の確保	
趣			旨					条第1項の規定に基づく、県におけ	
							めの計画として		
				る区球其地は	北で推進り	るだ	.めかい 回とし	、	
┃ # # # 帰る ・県民の医療に対する安心と信頼の確保									
基 :	本	理	念	•良質な医療:	をが適切に提供される医療提供体制の確立				
○医療機能の分担・連携と集約化の促進									
				○がん, 脳卒中, 心筋梗塞等の心血管疾患, 糖尿病, 精神疾患の5疾病に係る					
具体	的	な取	組	医療機関の機能分担・連携体制の整備					
				〇救急·災害	·へき地·周	産期	·小児·在宅医	療等の各種体制の整備	
				〇医療費適])医療費適正化の推進(第3期宮城県医療費適正化計画)			費適正化計画)	
=1 -	_	ш.		B H30 年度~ 掲 載					
計i	計画期間		R5 年度	URL	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryou/				
担 :	当	課	室	医療政策課		電話 022-211-2618			

は両の夕か	第8期みやぎ高齢者元気プラン					
計画の名称						
	老人福祉法第 20 条の 9 に規定する高齢者福祉計画及び介護保険法第 118 条					
趣旨	に規定する介護保険事業支援計画を一体的に定め、高齢者福祉施策の基本的					
	な方向性を示したもの。					
# + 1111 4	高齢者が、今まで暮らしてきた家庭や地域の中で、自立と社会参加が保障さ					
基本理念 	れ, みんなで支え合いながら, 安心して生活できる社会を目指します。					
	1 団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)に向け、地域包括ケアシ					
	ステムの充実・推進					
	2 フレイル高齢者や要支援認定者の自立支援・重度化予防の推進					
	3 新型コロナウイルス感染症対策の推進					
┃具体的な取組	4 認知症への正しい理解の促進と本人発信の支援					
	5 介護人材の確保・養成・定着の促進					
	6 介護保険サービスの提供基盤整備の推進					
	7 介護給付適正化の推進(第5期宮城県介護給付適正化取組方針)等					
	R3 年度~ 掲 載 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chouju/plan-pub-					
計画期間	R5 年度 URL 8kiresult.html					
担当課室	長寿社会政策課 電話 022-211-2536					

計画の名称	第2次みやぎ21健康プラン						
趣旨		健康増進法に規定する県の健康増進計画として、本県の健康課題に焦点を絞った総合的な健康づくりを推進するため策定したもの					
基本理念	県民一人ひとりが生きか 健康みやぎの実現	県民一人ひとりが生きがいを持ち,充実した人生を健やかに安心して暮らせる 健康みやぎの実現					
具体的な取組	 1 重点的に取組む3分野 ①栄養・食生活(アルコールを含む), ②身体活動・運動, ③たばこ 2 スマートみやぎプロジェクト事業等 産学官の連携によるスマートみやぎ健民会議を基盤とした県民運動の推進 						
計画期間	H25 年度~ 掲 載 R5 年度 URL	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kensui/21plan.html					
担 当 課 室	健康推進課		電話	022-211-2624			

計画の名称	第4期宮城県1	第4期宮城県食育推進プラン					
趣旨	食育基本法に	食育基本法に規定する県の食育推進計画として、宮城の特性を生かした食育					
	を総合的かつ	計画的に推済	進するため策定				
	・県民一人一ノ	人が,食を生	きる上での基本の	としてとらえ、健全な食生活と心身			
 基本理念	の健康増進を	目指します。					
基本理念	・多彩で豊富な	は宮城の食材	オの理解と食文化	の継承を通して, 豊かな人間形成			
	を目指します。	を目指します。					
	1 みやぎの食	育推進事業					
	みやぎ食育表	・みやぎ食育表彰の実施や「みやぎの食育通信」等による普及啓発、地域の食					
具体的な取組	育推進事業	の実施					
	2 みやぎの食	育連携事業					
	・みやぎ食育コーディネーターの育成研修会及び活動支援等						
	R3 年度~	掲 載 r	nttps://www.pref.i	miyagi.jp/soshiki/kensui/shokuiku4			
計画期間	R7 年度	「年度 URL kiplan-main.html					
担 当 課 室	健康推進課		電 話 022-211-2637				

計画の名称	第3期宮城県がん対策推進計画					
趣旨	がん患者に対するがん医療の提供状況等を踏まえ,がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定したもの。					
基本理念	_					
具体的な取組	1 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 2 患者本位のがん医療の実現 3 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築 4 これらを支える基盤の整備					
計画期間	H30 年度~ 掲 載 R5 年度 URL	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kensui/keikakutop.html				
担 当 課 室	健康推進課	電話 022-211-2638				

計画の名称	第2期宮城県	第2期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画					
趣	T				する基本的な計画として, 県民		
NAV.	゚│の歯と口腔の	つ健康づくりを	を推進する	ため策定した	たもの		
基本理系	<u> </u>	_					
	1 乳幼児期	及び学童期	·思春期 <i>0</i>)歯科口腔保	健対策の重点化		
目体的扩照级	」 2 歯周病予	防対策の強	化				
│ 具体的な取約 │	⁴│3 要介護者	3 要介護者, 障害児・者への歯科口腔保健対策の充実					
	4 施策の展	開による連携	隽づくりの:	推進			
	,H30 年度~ 掲 載 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kensui/sikah						
計画期間	^{IJ} R5 年度	R5 年度 URL .html					
担当課	屋 健康推進課		·	電話	022-211-2623		

計画	の名	称	宮城県循環器病対策推進計画						
趣		旨	県の循環器病対策の基本的な方向性を示し、循環器病に関わる施策を更に 推進するために策定したもの						
基。	本 理	念	_						
具体	的な耳	又組		1 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発 2 保健, 医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実					
計區	画 期	間	R4 年度~ R5 年度	掲載 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kensui/junkanki3. URL html					
担当	当 課	室	健康推進課			電話	022-211-2624		

計画の名称	感染症の予防のための施策の実施に関する計画(宮城県感染症予防計画)						
趣旨	感染症の予防のための施策の実施に関する計画を定めるため策定						
基本理念	-						
具体的な取組	1 事前対応型行政の構築 2 県民個人個人に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策 3 人権の尊重 4 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応 5 正しい知識の普及と情報の提供						
計画期間	R 元年度~ 掲 載 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/situkan/yoboukeik aku.html						
担 当 課 室	疾病・感染症対策課 電話 022-211-2632						

計画の名称	宮城県新型イ	宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画				
趣旨	新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条に基づく都道府県行動計画として策 定					
基本理念		_				
具体的な取組	次の2点を主たる目的として対策を講じていく。 1 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する 2 県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする					
計画期間	H26 年度~	掲載 https://www.pref.miyagi.jp/soshi URL tml			agi.jp/soshiki/situkan/influenza.h	
担 当 課 室	疾病•感染症対策課			電話	022-211-2632	

計画の名称	みやぎ子ども・子	·育て幸福計画(f	令和2年度~令	和6年度)	
	みやぎの将来を	担う子どもの健全	とな育成と、子と	もを生み育てやすい地域社会づ	
趣旨				対策推進法第9条第1項, 子ども・	
	子育て支援法第	62条第1項及び	みやぎ子ども・	子育て県民条例第24条第1項に	
	基づき, 子ども・-	子育て支援対策	こついて定める	もの。	
基本理念	誰もが安心して -	子どもを産み育で	て, すべての子と	きもが愛情に包まれ心身ともに健	
坐 平 垤 心	やかに成長できん	る社会づくりを目	指す。		
	①社会全体で子	ども・子育てがナ	切にされる環境	きづくり, ②教育・保育の確保と充	
	実、③子どもの成長を支える教育の推進、④安心して子どもを生み育てるための				
具体的な取組	保健・医療の充実	実, ⑤支援を必要	そとする子どもや	家庭への対応, ⑥仕事と家庭生	
				安心して暮らせる環境の整備、⑧	
	東日本材震災に	より影響を受けた	と子どもへの支持	爰	
計画期間	R2 年度~ 掲	載 https	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kosodate/kodomo		
	R6 年度 U	RL -koso	date-plan2.htm		
担 当 課 室	子育て社会推進	課	電 話	022-211-2528	

計画の名称	宮城県子どもの貧困対策計画				
趣	子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づき、子供の貧困対策に関す				
	る大綱を勘案の上、本県カ	が実施す	る子どもの貧困	困対策について定めるもの。	
	みやぎの子どもたちが, 生	Eまれ育	った環境によっ	って左右されず, 現在から将来に	
基本理念	わたり、夢と希望を持って	健やかに	こ成長していくこ	とができる地域社会の実現を目	
	指す。				
目体的扩展组	①教育の支援, ②生活の	安定に資	賢するための支	援、③保護者に対する職業生活	
具体的な取組	の安定と向上に資するため	めの就労	'の支援, ④経	済的支援	
計画期間	R3 年度~ 掲 載 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kosodate/kod			agi.jp/soshiki/kosodate/kodomo	
計画期間	R7 年度 URL	度 URL hinkon-plan2.html			
担 当 課 室	子育て社会推進課		電話	022-211-2528	

計画の名称	配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援等に関する基本計画(第6次計画)					
	子どもへの影響を含め、深刻	子どもへの影響を含め、深刻化する配偶者からの暴力等(DV)の被害の現状				
趣旨	鑑み、県・市町村・関係機関	鑑み、県・市町村・関係機関及び地域社会が連携して、DVの防止に努め、被害				
	者の自立支援を促進するため	に策定したもの	D 。			
基本理念	①被害者の人権の擁護と男女が共に理解し合える社会の実現					
基本理念	②配偶者からの暴力等を容詞	しない社会の	実現			
	1被害者等の相談・保護体制	1被害者等の相談・保護体制の充実 2被害者等の自立に向けた支援				
具体的な取組	3DV家庭に育つ子どもの安:	҈・安心を確保す	する支援			
	4民間支援団体との連携・協	動 5暴力を許る	さない社会の形成			
計画期間	R3 年度~ 掲載 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kodomo/kihonk					
前 四 粉 旬	R7 年度 URL ak	R7 年度 URL aku.html				
担 当 課 室	子ども・家庭支援課	電話	022-211-2633			

計画の名称	第Ⅳ期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画				
趣旨	ひとり親家庭の子どもがいきいきと健やかに成長できるよう、県・市町村・関係機関及び地域社会が連携して、ひとり親が安心して子育てできる環境づくりを推進し、ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定と自立促進を図るために策定するもの。				
基本理念	ひとり親家庭及び寡婦が安定した生活を送り、安心して子育てができること より、子どもたちがいきいきと健やかに育成される地域社会の実現				
具体的な取組	1相談機能の充実 2子育てや生活の支援 3就業支援 4養育費の確保 5自 立へ向けての経済的支援 6人権尊重の社会づくり				
計画期間	R2 年度~ 掲 載 R6 年度 URL	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kodomo/hitorioyak eikaku.html			
担 当 課 室	子ども・家庭支援課		電話	022-211-2532	

計画の名	称	宮城県社会的	的養育推進計	画		
		保護者がいな	い子ども,児	見童虐待	を受けた子ど	もなど、要保護児童の保護、養
趣	旨	育, 自立支援	,権利擁護な	ど社会に	的養育施策の	充実・強化を図ることを目的とし
		て策定するも	の。			
基本理	念	「子どもの権利	引保障」及び「	家庭養	育優先の原則	I
		1 当事者で	ある子どもの	権利擁	護の取組, 2	市町村の子ども家庭支援体制
		の構築等に向	引けた取組, 3	里親等	等への委託の推	生進に向けた取組、
┃ ┃具体的な取	公日	4 特別養子	縁組等の推進	進のため	の支援体制の	構築に向けた取組,5 施設の
一会体的な収	和上	小規模化かっ	D地域分散化	,高機能	能化及び多機能	能化,機能転換に向けた取組,
		6 一時保護	改革に向けが	た取組,	7 社会的養調	獲自立支援の推進に向けた取
		組,8 児童村	目談所の強化	等に向け	ナた取組	
 計画期	間	R2 年度~ 掲 載 https:/			/www.pref.miya	agi.jp/soshiki/kodomo/syakaite
	[H]	R11 年度	URL kiyouiku.html			
担当課	室	子ども・家庭を	支援課		電話	022-211-2531

計画の名称	みやぎ障害者プラン	みやぎ障害者プラン				
趣旨	障害者基本法第11条第2項に定める、障害者のための施策に関する基本的な計画であるとともに、「宮城の将来ビジョン」及び「宮城県震災復興計画」に掲げられた政策の方向性等を実施するための個別計画として策定するもの。					
基本理念	だれもが生きがいを実感しながら,共に充実した生活を安心して送ることができる地域社会づくり					
具体的な取組	【施策体系】・共に生活するために ・いきいきと生活するために ・安心して生活するために					
計画期間	H30 年度~ 掲 載 https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku- R5 年度 URL top/miyagi-dpw-plan2018.html					
担 当 課 室	障害福祉課 電話 022-211-2538			022-211-2538		

計画の名称	宮城県障害福祉	計画(第6期障害	福祉計画・第	2期障害児福祉計画)
趣旨				障害福祉サービスや障害児通所 なウェスナの
	支援等の提供体質	前の催保に関する	る計画としてす	を定するもの。
				支援, (2)市町村を基本とした身
	近な実施主体と関	章害種別によらな	い一元的な障	章害福祉サービスの実施等,(3)
 基本理念	入所等から地域の	生活への移行、均	也域生活の継	続の支援、就労支援等の課題に
本	対応したサービス	ス提供体制の整備	備 , (4)地域:	共生社会の実現に向けた取り組
	み, (5)障害児の	健やかな育成の	ための発達す	支援, (6)障害福祉人材の確保,
	(7)障害者の社会	会参加を支える取	り組み	
	・障害のある人に	対するサービス	等の提供体制	の確保
具体的な取組	障害福祉サービ	ス等の質の向上		
	·地域生活支援事	事業の実施		
計画期間	R3 年度~ 掲 載 https://		www.pref.miya	agi.jp/site/syoufuku-
計画期間	R5 年度 UF	URL top/dpwplan-vol6.html		
担 当 課 室	障害福祉課		電話	022-211-2538

計画の名称	第四期宮城県工賃向	上支援計画					
	一般就労が困難で福	祉的就労を行	う障害のある	人にとって, 就労継続支援事業所			
趣旨	等での工賃水準の向上が重要であることから、市町村等と連携しながら、継続的な						
	工賃水準の引き上げ	に向けた取組	を進め、新たレ	こ策定された国の指針等を踏まえ			
	て、本計画を策定。						
基本理念	障害のある人でも自身	の個性や能力	」を活かしなが	ら,自分らしく生きがいを持って生			
本 平 垤 心	活できる社会を目指す	「。(みやぎ障害	『者プラン第2	章第3節3)			
	(1)工賃水準の上昇(こ向けた相談に	は制の整備, 紹	圣営コンサルタント等の派遣			
	(2)事業所職員の意	哉改革やスキノ	レアップを目的	とした研修会等の開催			
	(3)共同受注の促進と組織の支援						
	(4)BPOを活用した工賃倍増プロジェクト						
	(5)行政機関等からの発注の促進						
具体的な取組	(6)コロナ禍・ポストコロナにも対応したICTの活用・デジタル関連分野への進出支						
	援						
	(7)農福連携の推進						
	(8)市町村及び企業と	この連携等によ	る支援				
	(9)事業所指導におけ	ナる助言▪支援	等の積極的な	関与			
	(10)PR活動等の展開による支援						
 計 画 期 間	R3 年度~ 掲 載	https:/	/www.pref.miy	agi.jp/site/syoufuku-			
	R5 年度 URL	top/ko	top/koutinkozyo.html				
担 当 課 室	障害福祉課		電 話	022-211-2541			

計画の名称	宮城県自死対策計画						
趣旨	本県の総合的な自死対策の方向性と具体的な取組を示すもの。						
		いまだ続いて		<u> </u>	(III C 17) C 37 (
	2 自死の多くが	が追い込まれ	た末の	死である			
基本理念 	3 自死の多く	は防ぐことがっ	できる社	会的問題であ	5る		
	4 地域課題に	応じた実践的	な取組	を PDCA サイ	(クルを通じて推進する		
	(重点施策)						
	(1)東日本大震	災の被災者	への自然	死対策を推進	する		
	(2)健康問題に	よる自死対象	策を推進	する			
具体的な取組	(3)勤務•経営	問題による自	死対策	を推進する			
	(4)高齢者の自	死対策を推	進する				
	(5)経済的・社	会的困窮によ	る自死	対策を推進す	⁻ る		
	(6)子ども・若れ	5の自死対策	を推進	する			
 計画期間	H30 年度~	掲 載	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/seihosui/miyagi-				
可断对间	R8 年度	URL	scplan.html				
担当課室	精神保健推進	進室 電話 022-211-2518					

計画の名称	宮城県アルコール健康障害対策推進計画				
趣旨	総合的なアルコール健康	障害対策	の方向性と	具体的な取組を示すもの。	
基本理念	1 アルコール健康障害の発生,進行,再発の各段階に応じた防止対策の 実施と当事者・その家族の円滑な生活の営みを支援2 アルコール健康障害に関連して生じる,飲酒運転,暴力,虐待,自死等に関する施策との有機的な連携				
具体的な取組	・発生予防(教育の振興・普及啓発活動等,不適切な飲酒の防止)・進行予防(健康診断と保健指導,相談支援(本人・家族等),飲酒運転等のハ				
計画期間	R1 年度~ 掲 載 R5 年度 URL	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/seihosui/alcohol -plan.html			
担 当 課 室	精神保健推進室		電話	022-211-2518	

計	画の) 名	称	宮城県薬物話	宮城県薬物乱用対策推進計画(第5期)				
趣			旨					等が一体となって、薬物乱用対策	
N a n				を推進してい	くための基本	的な方向	付性を示した	指針。	
₩	+	т⊞	Þ	「薬物乱用の	ないみやぎ」	を目指し	、総合的かつ	明確な目標を定め、薬物乱用対	
基	本	理	心	策を推進する	00				
				「啓発強化と	薬物乱用未然	然防止の	推進」、「薬物	勿乱用者及びその家族への支援	
具	体的	な取	組	充実による再	乱用対策の	推進」、「	指導取締り	・水際対策の徹底」の3つの基本	
				目標を掲げ、					
		#0	88	R1 年度~				iyagi.jp/soshiki/yakumu/yakurant	
計	画	期	間	R5 年度	URL	aisaku.html			
担	当	課	室	薬務課	1		電話	022-211-2653	

5 指定管理施設の概要

指定管理施設一覧

No.	施設の名称	位置	施設数	指定管理者	所管課(室)	指定期 間	頁
1	宮城県介護研修センター	大崎市	1	社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会	長寿社会 政策課	R2.4 ~R6.3 (4年)	87
2	宮城県さくらハイツ	仙台市	1	社会福祉法人 宮城県福祉事業協会	子ども・家 庭支援課	R3.4 ~R8.3 (5年)	87
3	宮城県コスモスハウス	仙台市	1	社会福祉法人 宮城県福祉事業協会	子ども・家 庭支援課	R3.4 ~R8.3 (5年)	87
4	宮城県母子・父子福祉センター	仙台市	1	公益財団法人 宮城県母子福祉連合会	子ども・家 庭支援課	R2.4 ~R7.3 (5年)	87
5	宮城県障害者福祉センター	仙台市	1	社会福祉法人 宮城県障がい者福祉協会	障害福祉課	H31.4 ~R6.3 (5年)	88
6	宮城県障害者総合体育センター	仙台市	1	社会福祉法人 宮城県障がい者福祉協会	障害福祉課	H31.4 ~R6.3 (5年)	88
7	宮城県視覚障害者情報センター	仙台市	1	公益財団法人 宮城県視覚障害者福祉 協会	障害福祉課	H31.4 ~R6.3 (5年)	88
8	宮城県啓佑学園	仙台市	1	社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会	障害福祉課	R3.4 ~R8.3 (5年)	88
9	宮城県船形の郷	黒川郡大和町	1	社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会	障害福祉課	R3.4 ~R6.3 (3年)	89
10	宮城県第二啓佑学園	仙台市	1	社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会	障害福祉課	R3.4 ~R8.3 (5年)	89
11	宮城県七ツ森希望の家	黒川郡大和町	1	社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会	障害福祉課	R3.4 ~R8.3 (5年)	89
12	宮城県援護寮	大崎市	1	社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会	障害福祉課	R4.4 ~R9.3 (5年)	89

施言	设	名	宮城県介護研修セン	ター						
所	在	地	大崎市鹿島台平渡字	上敷 19-7	連	絡	先	0229	-56-	9608
U	R	Г	http://www.miyagi-sf	k.net/kkc/						
指定管	竺珥	₩	社会福祉法人		<u>+</u> Ŀ	ф #	胆	D2 4	~. D6	3(4年)
相处	日坦	臼	宮城県社会福祉協議	会	相	上 朔	[F]	R2.4	~ K0.	3(44)
			高齢社会に向けて県	民の皆様が	お互いに	支えあ	い, き	共に暮	すたと	カ, 介護講座等の開催を
│ │施設 <i>⋳</i>	ກ ⊨	1 6/5	通じて社会福祉従事者	f, 在宅介護	者等への)介護知	識・	技術の	普及	を図るとともに、介護機器
加改 0		נים ו	の展示・相談体制を整	備し,介護機	機器の普	及を図る	5 <i>t</i> =&	の拠点	点施討	ととして機能の充実,強化
			を図ることを目的とする	<i>,</i> o						
担当	課	室	長寿社会政策課	担当班	企画推	進班		電	話	022-211-2536

施	設	名	宮城県さくらハイツ							
所	在	地	仙台市		連	絡	先			
U	R	L	_							
指5	官管理	里 者	社会福祉法人 宮城県福祉事業協会		指	定期	間	R3.4	~R8	3(5年)
施討	殳の 目	目的	これに準ずる事情にあ	る女子及ひ ることにより	その女	子の監	護す	べき児	童を	記偶者のない女子又は ・入所させて保護すると ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
担:	当 課	室	子ども・家庭支援課	担当班	家庭生	活支援	班	電	話	022-211-2633

施 設 名	宮城県コスモスハウス
所 在 地	仙台市 連絡先 一
U R L	
指定管理者	社会福祉法人 宮城県福祉事業協会 指 定 期 間 R3.4~R8.3(5年)
施設の目的	「売春防止法」第36条に規定する婦人保護施設で、性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子を保護し、及び配偶者からの暴力を受けた者等を保護する施設。
担当課室	子ども·家庭支援課 担 当 班 家庭生活支援班 電 話 022-211-2633

施	設	名	宮城県母子·父子福祉	止センター									
所	在	地	仙台市宮城野区安養	養寺3丁目7-3 連絡先 022-295-0013									
U	R	Г	http://www.pref.miya	://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kodomo/boshifushisenta.html									
指定	官管理	里者	公益財団法人 宮城県母子福祉連合	会		指定期間	R2.4	~ R7	.3(5年)				
施記	设の目	目的		炎, 生活指導	など母	子家庭及び			及び父子家庭並びに寡 びに寡婦の福祉のため				
担:	当 課	皇	子ども・家庭支援課	担 当 班 助成支援班 電 話 022-211-2532									

施	設	名	宮城県障害者福祉も	2ンター								
所	在	地	仙台市宮城野区幸田	竹4丁目6 -	連	絡	4	先	022-	291-	1585	
			2									
U	R	L	https://miyasyoufuk	u.com/								
+15 5		n -1 ×	社会福祉法人宮城県障がい者福 指 定 期 間 H31.4~R6.3(5年)									
日日ス	定管理	Ĕ白	祉協会		相	正 #	別(目	H31.4	4~K	0.3(5年)	
			障害者の各種相談に	に応じ、必要	な助言	並びに	こ関	係名	予機関	へ の	連絡など、障害者に対	
施言	殳の 目	的	して必要な便宜を供	障害者の各種相談に応じ、必要な助言並びに関係各機関への連絡など、障害者に対して必要な便宜を供与するとともに、障害者の福祉に関する研修及びボランティア養成								
			等を行い、障害者の総合的な福祉の増進を図る。									
担	当 課	室	障害福祉課	担当班	地域生	活支	援到	圧	電	話	022-211-2541	

施	設	名	宮城県障害者総合の	本育センター	-							
所	在	地	仙台市宮城野区幸田 1	町4丁目6-	連	絡	先	022-	295–6	6550		
U	R	L	https://miyasyotai.d	om/								
指足	定管理	₹者	社会福祉法人宮城! 福祉協会	指	定期	間	H31.4	1∼ R6	3.3(5年)			
施言	殳の 目	的		■11 励云 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □								
担	当 課	室	障害福祉課	担当班	地域:	生活支持	爰班	電	話	022-211-2541		

施	設	名	宮城県視覚障害者性	青報センター	•						
所	在	地	仙台市青葉区上杉7 号	大丁目5番1	連	絡		先	022-2	234-	4047
U	R	L	https://www.miyagi-	sikaku.org/							
指元	定管理	≣者	公益財団法人宮城県視覚障害 者福祉協会 指定期間 H31.4~R6.3(5年)								
施言	殳の目	目的								-	提供や日常生活におけ 者の福祉の増進を図
担	当 課	室	障害福祉課	担当班	地域组	E活支	援	妊	電	話	022-211-2541

施	設	名	宮城県啓佑学園									
所	在	地	仙台市泉区南中山3 号	五丁目2番1		連	絡		先	022-	-379-	5001
U	R	L	https://www.miyagi-	sfk.net/chu	lo/							
指定	官管理	11者	社会福祉法人宮城県 協議会	具社会福祉		指	定:	期	間	R3.4	~R8	.3(5年)
施討	设の 目	的	障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能を付与する。									
担:	当 課	室	障害福祉課	担当班	施	没支	援班	E		電	話	022-211-2544

施	設	名	宮城県船形の郷								
所	在	地	黒川郡大和町吉日 沢21	田字上童	子	連	絡	先	022-345-3	3282	
U	R	L	https://www.miya	gi-sfk.ne	et/sat	0/					
指元	官管理	1 者	社会福祉法人宮地	成県社会	:福	指	定期	間	R3.4~R6.	3(3生	⊭)
施言	ひの 目	的	施設に入所した 産活動の機会の			,					創作活動又は生
担	当 課	室	障害福祉課 拮	旦 当	班	施討	支援基	圧	電	話	022-211-2544

施	設	名	宮城県第二啓佑学園								
所	在	地	仙台市泉区南中山3 号	五丁目2番1	連	絡	先	022-37	9-5	5001	
U	R	Г	https://www.miyagi-	sfk.net/chud	/						
指兌	官管理	里 者	社会福祉法人宮城県 協議会	具社会福祉	指	定期	間	R3.4~I	R8.	3(5年)	
施討	设の 目	的		施設に入所した障害者に対し、入浴、排せつ及び食事の介護、創作活動又は生産活動の機会の提供、その他の障害福祉サービスを提供する。							
担:	当 課	室	障害福祉課 担 当 班 施設支援班 電 話 022-211-2544								

施	設	名	宮城県七ツ森希望の)家									
所	在	地	黒川郡大和町吉田	字上童子沢:	21	連	絡 先	022-	-345-	-3701			
U	R	Г	https://www.miyagi-	sfk.net/sen	k/								
指定	定管理	11者	社会福祉法人宮城県社会福祉 指定期間 R3.4~R8.3(5年)										
施討	殳の 目	的		※・金名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・									
担:	当 課	室	障害福祉課	担当班	施設	支援班	Œ	電	話	022-211-2544			

施	設	名	宮城県援護寮								
所	在	地	大崎市古川旭五丁	大崎市古川旭五丁目7番21号 連 絡 先 0229-23-1513							
U	R	∟	https://www.miyagi-	sfk.net/ken	p/						
指定管理者 社会福祉法人宮城県社会福祉 指 定 期 間 協議会							間	R4.4	~R9	.3(5年)	
施設の目的 自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間にわたり、生 活能力の向上のために必要な訓練及び支援を行う。								定期間にわたり,生			
担:	当 課	室	障害福祉課 担 当 班 施設支援班 電 話 02							022-211-2544	

6 附属機関の概要

保健福祉部付属機関一覧

		一見		1
No.	附属機関の名称	設置 年度	所管課室	頁
1	宮城県社会福祉審議会	S26	保健福祉総務課	95
2	宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員会	H21	社会福祉課	95
3	宮城県医療審議会	S23	医療政策課	95
4	地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会	H17	医療政策課	95
5	宮城県衛生検査所精度管理専門委員会	H17	医療政策課	95
6	宮城県救急医療協議会	H17	医療政策課	95
7	地方独立行政法人宮城県立病院機構評価委員会	H22	医療政策課	96
8	宮城県周産期医療協議会	H26	医療政策課	96
9	宮城県小児医療協議会	H26	医療政策課	96
10	宮城県地域医療介護総合確保推進委員会	H27	医療政策課	96
11	宮城県准看護師試験委員	S26	医療人材対策室	96
12	宮城県地域医療対策協議会	R元	医療人材対策室	96
13	宮城県介護保険審査会	H11	長寿社会政策課	97
14	みやぎ高齢者元気プラン推進委員会	H17	長寿社会政策課	97
15	宮城県福祉有償運送運営協議会	H18	長寿社会政策課	97
16	宮城県介護予防に関する事業評価・市町村支援委員会	H18	長寿社会政策課	97
17	宮城県高齢者権利擁護推進委員会	H20	長寿社会政策課	97
18	宮城県生活習慣病検診管理指導協議会	H17	健康推進課	97
19	宮城県歯科保健推進協議会	H17	健康推進課	98
20	みやぎ21健康プラン推進協議会	H17	健康推進課	98
21	宮城県食育推進会議	H18	健康推進課	98
22	宮城県がん対策推進協議会	H19	健康推進課	98
23	宮城県がん登録情報利用等審議会	H28	健康推進課	98
24	宮城県感染症診査協議会	H11	疾病•感染症対策課	98
25	宮城県感染症対策委員会	H17	疾病・感染症対策課	99
26	宮城県指定難病等及び遷延性意識障害対策協議会	H17	疾病・感染症対策課	99
27	宮城県肝炎対策協議会	H19	疾病・感染症対策課	99
28	宮城県慢性疾病児童等地域支援協議会	H27	疾病•感染症対策課	99
29	宮城県次世代育成支援対策地域協議会	H17	子育で社会推進課	99
30	宮城県子ども・子育て会議	H25	子育で社会推進課	99
31	宮城県幼保連携型認定こども園審議会	H27	子育で社会推進課	100
32	宮城県障害者施策推進協議会	S47	障害福祉課	100
33	宮城県障害を理由とする差別の解消のための調整委員会	R3	障害福祉課	100
34	宮城県リハビリテーション協議会	H17	障害福祉課	100
35	宮城県障害者介護給付費等不服審査会	H18	障害福祉課	100
36	宮城県障害児通所給付費等不服審査会	H24	障害福祉課	100
37	宮城県精神医療審査会	S63	精神保健推進室	101
38	宮城県精神保健福祉審議会	H18	精神保健推進室	101
39	宮城県自然環境保全審議会温泉部会	S23	<u> </u>	101
40	宮城県麻薬中毒審査会	S28		101
41	宮城県薬事審議会	S38	薬務課	101
42	宮城県献血推進協議会	H18	薬務課	101
43	宮城県指定薬物審査会	H27	薬務課	102
44	宮城県国民健康保険審査会	S37	国保医療課	102
45	宮城県後期高齢者医療審査会	H20	国保医療課	102
46	宮城県国民健康保険運営協議会	H29	国保医療課	102
. 0		1120	口小户小外	.02

附属機	関の名称	宮城県社会福祉	上審議会			設置年度	昭和26年度	
根拠 法令 等	昭和26年》	法第7条第1項(法律第45号)及び 会福祉審議会条			関する事項を調査審調 会福祉審議会を設置 [・]		委員数	25
担当	担 当 課 室 保健福祉総務詞		务課	担当班	保健福祉政策班	電話	022-2	11-2507

附	属機	関の名称	宮城県福祉サー	-ビス第	三者評価事業推進委員会 設置年度			平成2	21年度
根法	令		ビス第三者評価 委員会条例	設置目的		、問に応じ、福祉サー う事業の推進に関す 審議する。		委員数	10
-	担 当 課 室 社会福祉部		#	担当班	団体指導班	電話	022-2	11-2516	

附属機	関の名称	宮城県医療審	義会			設置年度	昭和:	23年度
根拠 法令 等	~22	72条 行令第5条の16 療審議会運営要	設置目的	事項(医療計)を調査審講	規定によりその権限 †画,医療法人の設立 もするほか,知事の認 供する体制の確保に 査審議する。	江・解散等 5問に応じ	委員数	30
担当	担当課室 医療政策課		果	担当班	医務班	電話	022-2	11-2614

附	I属機	関の名称	地方独立行政法	去人宮坂	は県立こどもタ	病院評価委員会	設置年度	平成	17年度
法	!拠 :令 等	_,_,_	行政法人宮城県 5院評価委員会	設置目的		及び中期計画の作品 績評価に係る意見扱		委員数	7
;	担 当 課 室 医療政策詞		果	担当班	病院事業班	電話	022-2	11-2613	

附属機	関の名称	宮城県衛生検査	上所精度	を管理専門委	員会	設置年度	平成	17年度
根拠 法令 等	法律第20	· 所精度管理専門	設置目的		問に応じ, 衛生検査 る重要事項を審議す		委員数	4
担当	担 当 課 室 医療政策説		果	担当班	医務班	電話	022-2	11-2614

附属機	機関の名称	宮城県救急医療	療協議 会	ž		設置年度	平成	17年度
根拠 法令 等	救急医療	協議会条例	設置 目的	1	問に応じ, 救急医療体 する重要事項を調査を		委員数	16
担当	担当課室 医療政策調		#	担当班	地域医療第一班	電話	022-2	11-2622

附属機	機関の名称	地方独立行政法	去人宮坂		設置年度	平成2	22年度	
根拠 法令 等		行政法人宮城県 構評価委員会条	及び中期計画の作用 績評価に係る意見提		委員数	10		
担当	担 当 課 室 医療政策課		 果	担当班	病院事業班	電話	022-2	11-2613

附属機	関の名称	宮城県周産期日	医療協議	養 会	設置年度	平成2	26年度	
根拠 法令 等	周産期医:	尞協議会条例	設置 目的		問に応じ, 周産期医療 関する重要事項を調		委員数	10
担 当 課 室 医療政策調		果 果	担当班	地域医療第一班	電話	022-2	11-2622	

附属機	機関の名称	宮城県小児医郷	療協議 <i>会</i>	ž		設置年度	平成2	26年度
根拠 法令 等	小児医療	協議会条例	設置目的	1	問に応じ, 小児医療体 する重要事項を調査を		委員数	9
担当	担 当 課 室 医療政策調		 果	担当班	地域医療第二班	電話	022-2	11-2617

附属機	関の名称	宮城県地域医療	介護総合	介護総合確保推進委員会			平成2	27年度
根拠 法令 等	地域医療介護総合確保推 設置 地域における医療及び介護の総合 地域医療介護総合確保推 設置 確保の促進に関する法律第4条の規 進委員会条例 目的 よる都道府県計画について, 広く有調 らの意見聴取を行う。					対定に	委員数	18
担当	担 当 課 室 医療政策器		 果	担当班	企画推進班	電話	022-2	11-2618

附属机	機関の名称	宮城県准看護館	师試験 才	· 長		設置年度	昭和2	26年度
根拠 法令 等	25条	産師看護師法第 試験委員条例	設置目的	准看護師 かさどる。	試験の実施に関する	事務をつ	委員数	10
担当	当課室	医療人材対策	章	担当班	看護班	電話	022-2	11-2615

附加	属機	関の名称	宮城県地域医療	療対策協	協議会		設置年度	令和:	元年度
根 技 ⁻ 等	令		30条の23 対策協議会条例	設置 目的		において定める医師 の実施について調査		委員数	20
ŧ	担当	謀室	医療人材対策	(室	担当班	医師定着推進班	電話	022-2	11-2692

附属	属機関の名称	宮城県介護保障	食審査会	ž		設置年度	平成	11年度
根拠 法令	、 介護保険	法第184条 審査会条例	設置目的	料の賦課,	市町村)の行う行政処 要介護認定等)に対 ・裁決を行う。		委員数	18
担	当課室	長寿社会政策		担当班	地域包括ケア推進班	電話	022-2	11-2552

附属機	附属機関の名称 みやぎ高齢者元気プラン推進委員会 設置年度						平成17年度	
根拠 法令 等	みやぎ高値 進委員会:	給者元気プラン推 条例		ラン(高齢者	問に応じ, みやぎ高齢 福祉計画及び介護保 関する重要事項を調査	 険事業支	委員数	15
担当	担 当 課 室 長寿社会政策		長課	担当班	企画推進班	電話	022-2	11-2536

附属機	機関の名称	宮城県福祉有伽	賞運送運	運営協議会	設置年度	平成	18年度	
根拠 法令 等	道路運送 第51条の 福祉有償災 協議会条例	7 運送運営	設置目的		運送の必要性その 営に関する重要事項		委員数	10
担当	当課室	長寿社会政策	食課	担当班	企画推進班	電話	022-2	11-2536

附	属機	関の名称	宮城県介護予阪	方に関す	る事業評価	•市町村支援委員会	設置年度	平成	18年度
根:	,, -		□関する事業評 対支援委員会条	設置目的	予防に関す	に関する事業の評価 る事業について市町 に関する重要事項を調	村に対し	委員数	15
	担 当 課 室 長寿社会政策				担当班	地域包括ケア推進班	電話	022-2	11-2552

L	附属機	関の名称	宮城県高齢者	霍利擁 證	養推進委員会		設置年度	平成20年度	
	根拠 法令 等	高齢者権 委員会条	ī 利 擁 護 推 進 例	設置 目的	の権利擁証	≧待の防止, その他 隻の推進に関する፤ 議する。		委員数	10
I	担当	謀室	長寿社会政策		担当班	企画推進班	電話	022-2	11-2536

附属機	機関の名称	宮城県生活習慣	貫病検診	诊管理指 導協	議会	設置年度	平成	17年度
根拠 法令 等		病検診管理指導 例(平成17年宮 第63号)	設置目的		i病検診の実施方法 る重要事項を審議す		委員数	11
担当	当課室	健康推進詞	#	担当班	健康推進第二班	電話	022-2	11-2624

附属機	関の名称	宮城県歯科保修	建推進協	協議会		設置年度	平成	17年度
根拠 法令 等		推進協議会条例 F宮城県条例第	設置目的	歯と口腔(要事項を審	の健康づくりの推進に 議する。	□関する重	委員数	12
担当	台課室	健康推進認	果	担当班	健康推進第一班	電話	022-2	11-2623

附属機	附属機関の名称 みやぎ21健康プラン推進協議会 設置年度							17年度
根拠 法令 等		健康プラン推進 例(平成17年宮 第62号)	設置目的	みやぎ21 要事項を審	l 健康プランの推進に 議する。	関する重	委員数	15
担当	当課室	健康推進詞	 果	担当班	健康推進第二班	電話	022-21	11-2624

	附属機	関の名称	宮城県食育推済	進会議			設置年度	平成	18年度
	根拠 法令 等	食育推進	会議条例	設置 目的	32条第1項	法(平成17年法律第 の規定による, 県食 [®] びその実施の推進の	育推進計	委員数	20
I	担当	詳室	健康推進詞	果 果	担当班	食育•栄養班	電話	022-2	11-2637

附属機	関の名称	宮城県がん対領	6推進協	議会		設置年度	平成19年度	
根拠 法令 等		推進協議会条例 ₹宮城県条例第	設置目的		ぶん対策推進計画の の推進に関する重要		委員数	15
担当	詳室	健康推進認	果	担当班	がん対策班	電話	022-2	11-2638

l	属機關	関の名称	宮城県がん登録	录情報系	川用等審議会		設置年度	平成:	28年度
	根拠 法令 等		青報利用等審議 ·成28年宮城県 号)	設置 目的	1	等により得られた情 匿名化に関する事項		委員数	7
	担当	担 当 課 室 健康推進詞		果	担当班	がん対策班	電話	022-2	11-2638

附属	附属機関の名称 宮城県感染症診査協議会						平成	11年度
根拠 法令 等	10-11-11-	予防及び感染症 対する医療に関	設置目的		患者に対する就業制 費負担等に関し, 必		委員数	6
担	担当課室疾病·感染症対		大課	担当班	感染症対策班	電話	022-2	11-2632

附属機	関の名称	宮城県感染症対	村策委員	会		設置年度	平成	17年度
根拠 法令 等		策委員会条例(宮城県条例第1	設置目的	i	発生の予防及びまん 要事項を審議する。)延の防止	委員数	9
担当	担 当 課 室 疾病・感染症対		策課	担当班	感染症対策班	電話	022-2	11-2632

附属機	関の名称	宮城県指定難郷	あ等及(ド遷延性意識	障害対策協議会	設置年度	平成	17年度
根拠 法令 等	療対策協	等及び遷延性治 議会条例(平成 ³ 県条例第65号		者等に対す 患, 先天性 に対するは「 遷延性意識	及び小児慢性特定: る医療費の支給並び 血液凝固因子障害等 り、きゅう及びマッサー 障害に関する治療研 滑な推進について審認	に特定疾 等, スモン -ジ並びに 究事業の	委員数	30
担当	担 当 課 室 疾病・感染症対策課		まま	担当班	難病対策班	電話	022-2	11-2636

附属機	機関の名称	宮城県肝炎対策	策協議 会	<u>×</u>		設置年度	平成	19年度
根拠 法令 等	1	協議会条例(平 「城県条例第33	設置目的	1	ルス検査, 肝炎医療 肝炎対策の推進に関 する。		委員数	10
担当	担当課室 疾病·感染症対		大課	担当班	感染症対策班	電話	022-2	11-2632

附属機	附属機関の名称 宮城県慢性疾病児				協議会	設置年度	平成2	27年度
根拠 法令		児童等地域支援 例(平成27年宮 第34号)		期にわたり	特定疾病児童等そ 療養を必要とする疾症 等に対する地域にお 要事項を審議する。	肩にかかっ		13
担当	担 当 課 室 疾病・感染症対		大課	担当班	難病対策班	電話	022-2	11-2636

附属機	関の名称	宮城県次世代育	育成支援	爱対策地域協	I議会	設置年度	平成	17年度
根拠 法令 等	法第2条	或支援対策推進 列第153号	設置 目的	次世代育 要事項を審	成支援対策の推進I 議する。	こ関する重	委員数	15
担当	詳室	子育て社会推	進課	担当班	企画推進班	電話	022-2	11-2528

附属機	機関の名称	宮城県子ども・・	子育て会	≩議		設置年度	平成2	25年度
根拠 法令 等	子ども・子でである。 第72条第4 宮城県条係	4項	設置目的	的かつ計画	-育て支援に関する施 的な推進に関し必要 の実施状況を調査審	な事項及	委員数	20
担当	担 当 課 室 子育て社会推進課			担当班	企画推進班	電話	022-2	11-2528

附属植	機関の名称	宮城県幼保連	携型認足	きこども園審!	議会	設置年度	平成2	27年度
根拠 法令 等	幼保連携 審議会条例	型認定こども園 別	設置目的		型認定こども園の設 頃を調査審議する。	置認可等	委員数	7
担当	担当課室子育で社会推		進課	担当班	保育支援班	電話	022-2	11-2529

附属機	機関の名称	宮城県障害者加	拖策推進	℄協議会		設置年度	昭和4	17年度
根拠 法令 等	障害者基 項	本法第36条第1	設置目的		おける障害者に関す 計画的な推進につい		委員数	20
担当	担当課室障害福祉認			担当班	企画推進班	電話	022-2	11-2538

附属機関	関の名称	宮城県障害を理 員会	里由とす	⁻ る差別の解	消のための調整委	設置年度	令和	3年度
根拠は法令に	解消し障害	由とする差別を 書のある人もな ≘する社会づくり	設置目的		めに応じ, 事業者によ 差別に関し, 調査しま		委員数	10
担当	課室	障害福祉護	.	担当班	企画推進班	電話	022-21	11-2538

附属機	機関の名称	宮城県リハビリ	テーショ	ン協議会		設置年度	平成	17年度
根拠 法令	ま令 「ハビリテーション協議 条 条例			į	·一ションに係る総合的 る重要事項を審議する		委員数	20
担当	当課室	障害福祉認	#	担当班	地域生活支援班	電話	022-2	11-2541

附属機	機関の名称	宮城県障害者が	个護給你	寸費等不服審	查会	設置年度	平成	平成18年度	
根拠 法令 等	条第1項	合支援法第98 計護給付費等不 条例	設置目的	地域相談支	問に応じ, 介護給付費 援給付費等に関する &正かつ中立な審査を	処分の審	委員数	10	
担当	担当課室障害福祉課		果	担当班	運営指導班	電話	022-2	11-2558	

附属機	関の名称	宮城県障害児道	重所給付	 費等不服審	查会	設置年度	平成:	24年度
根拠 法令 等	の5第2項 る障害者約 8条第1項	法第56条の5 において準用す 総合支援法第9 所給付費等不 長例	設置目的	又は特例障	問に応じ, 障害児通 害児通所給付費に関 し, 公正かつ中立な額	引する処分	委員数	10
担当	担当課室障害福祉課		#	担当班	運営指導班	電話	022-2	11-2558

附属機	関の名称	宮城県精神医療	療審査会	È		設置年度	昭和6	63年度
根拠 法令 等	令 福祉に関する法律第12 _{日的}			i	害者の人権に配慮し [。] 療及び保護を確保する		委員数	19
担当	担当課室精神保健推進		生室	担当班	精神保健推進班	電話	022-2	11-2518

附属機	機関の名称	宮城県精神保健	建福祉署	審議会 設			平成	18年度
根拠 法令	福祉に関 第1項	及び精神障害者 する法律第9条 福祉審議会条例	設置目的		健福祉施策推進に必まれて審議し、県に対して		委員数	20
担当	担 当 課 室 精神保健推進室		生室	担当班	精神保健推進班	電話	022-2	11-2518

附属機	附属機関の名称 宮城県自然環境保全審議会温泉部会 設置年度					昭和2	23年度	
根拠 法令 等	一温泉法第32条					委員数	10	
担当	担当課室 薬務課			担当班	薬事温泉班	電話	022-2	11-2652

附属機	関の名称	宮城県麻薬中毒	審査会			設置年度	昭和	28年度
根拠 法令 等	第58条の1	向精神薬取締法 3 審査会条例	設置 目的	1	問に応じ,麻薬中毒者 ついて審議する。	香の入院継	委員数	5
担当	課室	薬務課		担当班	監視麻薬班	電話	022-2	11-2653

附属機	機関の名称	宮城県薬事審調	養会			設置年度	昭和:	38年度
根拠 法令 等	1		設置 目的	1	問に応じ,薬事に関す 調査審議する。	「る重要事	委員数	15
担当	当課室	薬務課		担当班	薬事温泉班	電話	022-2	11-2652

附属機	機関の名称	宮城県献血推過	ž		設置年度	平成	18年度	
根拠 法令 等	根拠 宮城県献血推進協議会条 設置 法令 例 日的				問に応じ,献血の推進 ついて審議する。	生に関する	委員数	20
担当	担当課室薬務課			担当班	薬事温泉班	電話	022-2	11-2652

附属機	機関の名称	宮城県指定薬物	物審査会	ž		設置年度	平成2	27年度
根拠 法令 等 宮城県薬物の濫用の防止 設置 知事の諮問に応じ、知事指定薬物の指定 の適否について審議する				委員数	3			
担当	担当課室薬務課			担当班	監視麻薬班	電話	022-21	1-2653

附属機	付属機関の名称 宮城県国民健康保険審査会 設置年度					昭和:	37年度	
根拠 法令 等	根拠 国民健康保険法 設置法令 第91~103条 日的				に関する処分(被保 又は返還に関する処 料その他この法律の 関する処分について 審査請求について審請	分を含む 規定によ 不服があ	委員数	9
担当	担当課室 国保医療課		果	担当班	国保指導班	電話	022-2	11-2564

附属機関	目の名称	宮城県後期高歯	伶者医療	審査会		設置年度	平成2	20年度
法令す	高齢者の[ける法律 第128~1	医療の確保に関 30条	設置	険者証の交 分を含む。) 規定による作 医療広域連 関する処分	者医療給付に関するが付の請求又は返還に 又は保険料その他こ 数収金(市町村及び後 合が徴収するものに こついて不服がある者 いて審議する。	関する処 の法律の 期高齢者 限る。)に	委員数	9
担当記	担 当 課 室 国保医療課		#	担当班	医療指導班	電話	022-2	11-2565

附属機	付属機関の名称 宮城県国民健康保険運営協議会 設置年度						平成	29年度
根拠 法令 等	根拠 法令 国民健康保険法第11条 _{日的} の作成及で の徴収並で				保険事業の運営に関 国民健康保険事業 にその他国民健康保 る重要事項について	費納付金 険事業の	委員数	11
担当	担当課室 国保医療課		 果	担当班	国保指導班	電話	022-2	11-2564

令和5年度保健福祉行政の概要 令和5年4月 編集

宮城県 保健福祉部 保健福祉総務課 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1

TEL:022-211-2507 FAX:022-211-2595

E-mail:hohukse@pref.miyagi.lg.jp